

明治・大正・昭和

謹選詔勅集



明治・大正・昭和

謹
選
詔
勅
集

斑
鳩
会
刊
行

目次

表紙カバー版画・故田代二見西伯

凡例	1
明治天皇	
五箇条の御誓文	3
億兆安撫国威宣布の御親翰	4
江戸を東京と改称し給へる詔	6
御即位の宣命	6
明治改元の詔	8
東京行幸の詔	8
惟神の大道を宣揚し給へる詔	9
廃藩置県の詔	9
改暦の詔	10
徴兵の詔	11
招魂社を靖国神社と改称し別格官幣社と定むる御祭文	12

陸海軍軍人に賜はりたる勅諭	13
聖諭記	20
憲法發布の告文	24
憲法發布の勅語	26
憲法發布の上諭	27
教育に関する勅語	28
清国に対する宣戦の詔勅	29
日清講和の詔勅	32
遼東半島還附の詔勅	34
明治二十七八年戦役後陸海軍軍人に賜はりたる勅諭	36
露国に対する宣戦の詔勅	37
旅順開城に関し参謀総長より第三軍司令官に伝へたる聖旨	40
日露講和の詔勅	40
明治三十七八年戦役後陸海軍軍人に賜はりたる勅語	43
戊申詔書	44
韓国併合の詔書	45

大正天皇

御践祚後朝見の御儀に於て賜はりたる勅語	47
独逸国に対し宣戦の詔書	48
即位礼当日紫宸殿に於て賜はりたる勅語	50
世界大戦平和克復の詔書	51
学制頒布五十年記念式典に際し賜はりたる勅語	52
帝都復興に関する詔書	53
国民精神復興に関する詔書	56

今上天皇

御践祚後朝見の御儀に於て賜はりたる勅語	58
御践祚に際し陸海軍軍人に賜はりたる勅諭	60
即位礼当日紫宸殿に於て賜はりたる勅語	61
教学振興の御沙汰	62

軍人勅諭奉戴五十周年記念に際し賜はりたる勅語……………63

徴兵制施行六十周年記念勅語……………63

国際連盟脱退に関する詔書……………64

支那事変に関する勅語……………65

憲法発布五十周年式典に際し賜はりたる勅語……………67

支那事変一周年記念日に賜はりたる勅語……………67

支那事変一周年記念日に陸海軍人に賜はりたる勅語……………68

陸軍現役将校学校配属令公布十五年記念御親閲に際し青少年学徒
に賜はりたる勅語……………69

紀元二千六百年の佳節にあたり国民に賜はりたる詔書……………70

日独伊三国同盟成立に際し賜はりたる詔書……………71

教育勅語換発五十年式典に際し賜はりたる勅語……………72

紀元二千六百年式典に際し賜はりたる勅語……………72

紀元二千六百年奉祝会に際し賜はりたる勅語……………73

米英両国に対する宣戦の詔書……………74

終戦の詔書……………76

新日本建設に関する詔書	78
日本国憲法公布記念式典において賜はりし勅語	81
あとがき・刊行のことば	斑鳩会 亀井孝之 83

凡 例

一、本書所載の詔勅は、社団法人国民文化研究会の前身、「日本学生協会」が、昭和十六年に出版したポケット型「歴代詔勅御製集」の中から謹選したものである。ほか「歴代詔勅全集」(昭和十五年・河出書房出版)、菅原裕著「日本国憲法失効論」付録(昭和三十六年刊)などに拠つたものもある。

一、「聖諭記」は、三井甲之著「しきしまのみち原論」(昭和九年刊)に引用されてゐるものから転記し、句読点、濁点を加へた。

一、詔勅の末尾には、「年月日」、「御名御璽」すなはち天皇の御名前と御印、「各大臣副署」が付記されてゐるが、本書では、年月日を表題の下に細字で附けて時代をわかりやすくし、「御名御璽」、「各大臣副署」は、これを省略した。

一、詔勅は句読点、濁点のない表記法で書かれてあるため、今日では読みにくいので、

適宜、句読点、濁点を加へた。また漢字の字体は、当用漢字の字体を用ひ、振仮名を附した。振仮名は、歴史仮名遣に拠つたが、振仮名の中で字音仮名遣は、現代仮名遣にした。

一、告文、御祭文、御親翰も重要なものを謹載した。

一、本文の仮名に平仮名と片仮名のもがあるが、すべて参考文献に拠つたものである。

一、表題の仮名は、平仮名に統一した。

一、その他の点については、「あとがき」をご参照願ひたい。

明治天皇

五箇条の御誓文

(明治元年三月十四日)

- 一 広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ。
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フベシ。
シヨウカ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス。
イット
 - 一 旧来ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ。
ロウシユウ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ。
オホイ
- 我が国未曾有ノ变革ヲ為サントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯国
是ヲ定メ、万民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ。
ゼ

億兆安撫国威宣布の御親翰

(明治元年三月十四日)

朕、幼弱を以て、猝に大統を紹ぎ、爾来何を以て万国に対立し、列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪ざる也。竊に考るに、中葉朝政衰てより武家権を専らにし、表は朝廷を推尊して、実は敬して是を遠げ、億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能はざるやふ計りなし、遂に億兆の君たるも唯名のみになり果、其が為に今日朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離ること霄壤の如し。かかる形勢にて何を以て天下に君臨せんや。今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其処を得ざるときは、皆朕が罪なれば、今日の事、朕自身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立ち、古列祖の尽させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし。

往昔、列祖万機を親らし、不臣の者あれば自ら將として之を征し玉ひ、朝廷の政総

て簡易にして、如^{かく}此尊重ならざるゆへ、君臣相親しみて、上下相愛し、徳沢天下に洽^{あまね}く、国威海外に輝きしなり。然るに近來宇内大に開け、各国四方に相雄飛するの時に当り、独我邦のみ世界の形勢にうとく、旧習を固守し、一新の効をはからず、朕徒らに九重中に安居し、一日の安きを偷^{ぬす}み、百年の憂^{うれひ}を忘るるときは、遂に各国の凌侮^{りようぶ}を受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめん事を恐る。故に朕ここに百官諸侯と広く相誓ひ、列祖の御偉業を継述し、一身の艱難辛苦を問^{とほ}ず、親^{みづか}ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には万里の波濤を拓開し、国威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置んことを欲す。汝億兆旧來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急を知らず、朕一たび足を挙げば、非常に驚き、種々の疑惑を生じ、万口紛紜^{ばんくふんうん}として、朕が志をなさざらしむる時は、是朕をして君たる道を失はしむるのみならず、從^{したが}て列祖の天下を失はしむる也。汝億兆能^よ朕が志を体認し、相率て私見を去り公義を採り、朕が業を助けて神州を保全し、列聖の神靈を慰^{なぐさ}し奉らしめば生前の幸甚ならん。

江戸を東京と改称し給へる詔

(明治元年七月十七日)

朕、今万機ヲ親裁シ、億兆ヲ綏撫ス。江戸ハ東国第一ノ大鎮、四方輻湊ノ地、宜シク親臨以テ其政ヲ視ルベシ。因テ自今江戸ヲ称シテ東京トセン。是朕ノ海内一家、東西同視スル所以ナリ。衆庶此意ヲ体セヨ。

御即位の宣命

(明治元年八月二十七日)

現神と大八洲国知ろしめす天皇が詔旨らまと宣りたまふ勅命を、親王・諸臣・百官人等、天下の公民、衆聞食さへと宣りたまふ。掛まくも畏き平安宮に御宇す倭根子天皇が宣りたまふ此の天日嗣高御座の業を、

掛まくも畏かしこき近江あふみの大津宮おほつのみやに御宇おんうしし天皇てんかうの初はじめて賜たまひ定賜さだめへる法のりの随まに仕まつ奉おほせと仰おほせ賜たまひ授賜さづけひ、恐かしこみ受賜うけへる御代みよ御代おんさだめの御定有おんさだめるが上うへに、方いま今天下おほまつりごとの大政おほまつりごとにしへ古かへに復かへし賜たまひて、橿原宮かしはらのみやに御宇おんうしし天皇てんかうが御創業おんくわんぎやうの古ふるに基もとき、大御世おほみよを弥益益いやますますに吉よき御代おんさだめと固成かたぢな賜たまはむ其そのの大御位おほみくらゐに即つせ賜たまひて、進しんむも不知しらずに退しりぞくも不知しらずに恐かしこみ坐まさくと宣のたまひたまふ大命おほたまふを、衆聞食しゆもんじきさへと宣のたまひたまふ。

然しかるに、天下治しんかし賜たまへる君きみは、良弼よきたすけを得えて、平たいけく安やすけく治賜ちたまふ物ものに在ありとなむ聞きしめす。爰こゝに朕あれ浅劣あせなと雖いへども、親王しんかう・諸臣しよしんの相ああななひ扶たすけ奉まつらむ事ことに依よりて、仰賜おほたまひ授賜さづかへる食国きこくの天下てんかの政せいは、平たいけく安やすけく仕奉つかへまつるべしと念おもほしめす。是こゝを以もつて弥正直いやよの心こゝろを抱かかりて、天皇てんかうが朝廷てんていを衆助しゆすけけ仕奉つかへまつれと宣のたまひたまふ天皇てんかうが勅令ていれいを、衆聞食しゆもんじきさへと宣のたまひたまふ。

明治改元の詔

(明治元年九月八日)

太乙たいいつを体して位に登り、景命を膺けて以て元を改む。洵まことに聖代の典型にして、万世の標準なり。朕、否徳と雖も、幸に祖宗の靈に頼り、祇つつしみて鴻緒こうしよを承け、躬み万機の政を親みづからす。乃ち元を改めて、海内の億兆と与に、更始一新せむと欲す。其れ慶応四年を改めて、明治元年と為す。今より以後、旧制を革易し、一世一元、以て永式と為す。主者施行せよ。

東京行幸の詔

(明治元年十月十七日)

皇国一体、東西同視、朕、今東府に幸みゆきして、親したしく内外の政まつりごとを聴く。汝百官有司、同心戮力りくりよく、以て鴻業こうぎやうを翼たすげよ。凡おほそ事の得失可否は、宜しく正議直諫ちやくかんして、朕が心を

啓沃すべし。

惟神の大道を宣揚し給へる詔
(明治三年一月三日)

朕、ウヤウヤ恭シク惟オモシミルニ、天神・天祖、テシヅン極ヲ立テ統トウヲ垂タレ、リンコクアヒウ列皇相承ケ、之ヲ継ギ之ヲ述ブ。
祭政一致、億兆同心、チキヨウカミ治教上ニ明ラカニシテ、風俗下ニ美ハシ。而ルニ中世以降、時
ニ汗隆有リ、オリユウ道ニ顕晦有リ、ケンカイ治教ノ洽カラザルヤ久シ。今ヤ天運循環シ、百度維コレ新アラタ
ナリ。宜シク治教ヲ明ラカニシテ、以テ惟神ノ大道ヲ宣揚スベキナリ。因ツテ新ニ宣
教使ヲ命ジ、天下ニ布教セシム。汝群臣衆庶、其レ斯ノ旨ヲ体セヨ。

廢藩置県の詔
(明治四年七月十四日)

朕惟オモフニ、更始ノ時ニ際シ、コウシ内以テ億兆ヲ保安シ、ウチ外以テ万国ト対峙セント欲セバ、
ソト

宜ク名実相副ヒ、政令一ニ帰セシムベシ。朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聴納シ、新ニ知藩事ヲ命ジ、各其職ヲ奉ゼシム。然ルニ数百年因襲ノ久キ、或ハ其名アリテ、其实萃ラザル者アリ。何ヲ以テ億兆ヲ保安シ、万国ト対峙スルヲ得ンヤ。朕、深ク之ヲ慨ス。仍テ今更ニ藩ヲ廢シ県ト為ス。是レ務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ、有名無実ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂無ラシメントス。汝群臣、其レ朕ガ意ヲ体セヨ。

改曆の詔 (明治五年十一月九日)

朕惟フニ、我邦通行ノ曆タル、太陰ノ朔望ヲ以テ月日ヲ立テ、太陽ノ躔度ニ合ス。故ニ二三年間必ず閏月ヲ置カザルヲ得ズ。置閏ノ前後、時ニ季候ノ早晚アリ。終ニ推歩ノ差ヲ生ズルニ至ル。殊ニ中下段ニ掲ル所ノ如キハ、率ネ妄誕無稽ニ属シ、人智ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセズ。蓋シ太陽曆ハ太陽ノ躔度ニ從テ月ヲ立ツ。日子多少ノ異アリト雖ドモ、季候早晚ノ變ナク、四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ、七千年ノ後僅ニ一日ノ差

ヲ生ズルニ過ギズ。之ヲ太陰曆ニ比スレバ、最モ精密ニシテ、其便不便モ固ヨリ論ヲ俟タザルナリ。依テ自今旧曆ヲ廢シ、太陽曆ヲ用ヒ、天下永世之ヲ遵行セシメン。百官有司、其レ斯旨ヲ体セヨ。

徴兵の詔

(明治五年十一月二十八日)

朕惟ルニ、古昔郡県ノ制全国ノ丁壯ヲ募リ、軍団ヲ設ケ、以テ国家ヲ保護ス。固ヨリ兵農ノ分ナシ。中世以降兵權武門ニ歸シ、兵農始テ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス。戊辰ノ一新ハ実ニ千有余年来ノ一大変革ナリ。此際ニ当リ、海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セザルベカラズ。今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各国ノ式ヲ斟酌シ、全国募兵ノ法ヲ設ケ、国家保護ノ基ヲ立テント欲ス。汝百官有司、厚ク朕ガ意ヲ体シ普ク之ヲ全国ニ告諭セヨ。

招魂社を靖国神社と改称し別格官幣社

と定むる御祭文

(明治十二年六月二十五日)

天皇の^{すめら}大命^{おほみこと}に坐せ、此の^{ひろまへ}広前に^{しきぶのすけ}式部助兼一等掌典正六位丸岡莞爾を^し使と為て、^{あまのつぎ}告げ給はくと^{まを}白さく。掛^かけ巻^まくも畏^{かしこ}き敵^{こうねび}火の^{かしはらのみや}檀原宮に^{はつくにしめしめ}肇国知食しし天皇の御代より、^{あまのつぎ}天日嗣高御座の^{たかみくら}業^{わざ}と知食^{ちじく}し来る^{をすくに}食国天下の^{まつりごと}政^{おとろへ}の^{おとろへ}衰^{おとろへ}顔^{おとろへ}たるを古に復^{かへ}し給ひ、^{あまのつぎ}明治元年と云ふ年より^{このかた}此降^{このかた}、内外の^{あらかぶる}国^{あたども}の^{このらし}荒振^{あらかぶる}る^{まつらひ}寇等^{あたま}を^{このらし}刑罰^{このらし}め、^{まつらはぬひと}不^{まつらはぬひと}服^{まつらはぬひと}人^{ことやほ}を^{ことやほ}言和^{ことやほ}し給ふ時に、^{いましごとたち}汝命^{いましごとたち}等^{いましごとたち}の赤^{あか}き直^{ちよく}き真^{まこと}心^{こころ}を以て、^{なげう}家^{おのおの}を忘^{しにう}れ身^{しにう}を擲^{しにう}ちて、^{いさを}各も^{いさを}死亡^{いさを}せにし其の^{いさを}大^{いさを}き高^{いさを}き勲^{いさを}功^{いさを}に依^{いさを}りてし、^{おほすめらみくに}大^{おほすめらみくに}皇^{おほすめらみくに}国^{おほすめらみくに}を^{やすくに}ば安^{やすくに}国^{やすくに}と知^{おほすめらみくに}食^{おほすめらみくに}す事^{おほすめらみくに}ぞと^{おほすめらみくに}思^{おほすめらみくに}食^{おほすめらみくに}すが故^{おほすめらみくに}に、^{ととな}靖^{ととな}国^{ととな}神^{ととな}社^{ととな}と改^{ととな}め^{ととな}称^{ととな}へ、^{かんべい}別^{かんべい}格^{かんべい}官^{かんべい}幣^{かんべい}社^{かんべい}と^{しや}定^{しや}め^{しや}奉^{しや}りて、^{みで}御^{みで}幣^{みで}帛^{みで}奉^{みで}り^{みで}齋^{いは}ひ^{いは}奉^{いは}らせ給^{いは}ひ、^{いやくとしへ}今^{いやくとしへ}より^{いやくとしへ}後^{いやくとしへ}弥^{いやくとしへ}遠^{いやくとしへ}永^{いやくとしへ}に、^か怠^かる^か事^か無^かく^か祭^かり給^かはむとす。故^かれ^か是^かの^か状^かを^か告^かげ^か給^かはくと^か白^かし^か給^かふ^か天^か皇^かの^か大^か命^かを^か聞^か食^かせと、^{かしこ}恐^{かしこ}み^{かしこ}恐^{かしこ}みも^{かしこ}白^{かしこ}す。

陸海軍軍人に賜はりたる勅諭 (明治十五年一月四日)

我國の軍隊は世世天皇の統率し給ふ所にぞある。昔神武天皇躬づから大伴物部の兵どもを率ゐ、中国のまつろはぬものどもを討ち平げ給ひ、高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより、二千五百有余年を経ぬ。此間世の様の移り換るに随ひて、兵制の沿革も亦屢なりき。古は天皇躬づから軍隊を率ゐ給ふ御制にて、時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど、大凡兵権を臣下に委ね給ふことはなかりき。中世に至りて文武の制度皆唐国風に倣はせ給ひ、六衛府を置き、左右馬寮を建て、防人など設けられしかば、兵制は整ひたれども打続ける昇平に狂れて、朝廷の政務も漸文弱に流れければ、兵農おのづから二に分れ、古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に変わり、遂に武士となり、兵馬の権は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し、世の乱と共に政治の大権も亦其手に落ち、凡七百年の間武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りて

斯かくなれるは、人力ひきかへもて換回ひきかへすべきにあらずとはいひながら、且かつは我國わがくに体もとに戻り、且かつは

我祖宗の御制に背き奉り、浅間あさましき次第あさまなりき。降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府

其政衰そのへ、剩あまつさへ外国の事ことども起りて、其侮あたどをも受けぬべき勢いきほに迫りければ、朕おほちのみことが皇祖

仁孝天皇、皇考ちちのみこと孝明天皇たかみかみいたく宸襟しんきんを悩なやし給たまひしこそ忝かたじけなくも亦惶かしこけれ。然るに朕幼

くして天津日嗣あまつひつぎを受けし初、征夷大將軍其政權を返上し、大名小名其版籍を奉還し、

年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ。是文武の忠臣良弼りょうひつありて、朕を

輔翼せる功績いさをなり、歴世祖宗の專蒼生もはらを憐み給たまひし御遺沢ごゆいたくなりといへども、併しかしながら

我臣民の其心に順逆ことわりの理わを弁まへ、大義の重きを知れるが故にこそあれ。されば此時に

於て兵制を更あらため我國の光を耀かがやさんと思ひ、此十五年が程に陸海軍の制をば今の様さまに建

定めぬ。夫兵馬の大権は朕すが統すぶる所なれば其司そのつかさづ々をこそ臣下には任すなれ、其大

綱は朕親みづから之を攬とり、肯あへて臣下に委ぬべきものにあらず。子子孫孫に至るまで篤く斯旨

を伝へ、天子は文武の大権を掌握するの義を存して、再中世ふたたび以降の如き失体なからん

ことを望むなり。朕は汝等軍人の大元帥なるぞ。されば朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ、其親は特に深かるべき。朕が国家を保護して、上天の恵に応じ祖宗の恩に報いまるる事を得るも得ざるも、汝等軍人が其職を尽すと尽さざるとに由るぞかし。我国の稜威振はざることあらば、汝等能く朕と其憂を共にせよ。我武維揚りて其榮を耀さば、朕汝等と其譽を俱にすべし。汝等皆其職を守り、朕と一心になりて力を国家の保護に尽さば、我国の蒼生は永く太平の福を受け、我国の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし。朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すべき事こそあれ。

いでや之を左に述べむ。

一 軍人は忠節を尽すを本分とすべし。凡生を我国に稟くるもの、誰かは国に報ゆるの心なかるべき。況して軍人たらん者は此心の固からでは物の用に立ち得べしとも思はれず。軍人にして報国の心堅固ならざるは如何程技芸に熟し學術に長ずるも猶

偶人ぐうじんにひとしかるべし。其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるべし。抑国家おんこくを保護し国権こくけんを維持いじするは兵力に在れば、兵力の消長は是国運の盛衰なることを弁へ、世論よろんに惑まどはず政治せいじに拘からず、只只ただただ一途いっどに己が本分の忠節を守り、義は山嶽さんたつよりも重く死は鴻毛こうぼうよりも軽しと覚悟せよ。其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ。

一 軍人は礼儀れいぎを正ただしくすべし。凡軍人には上元帥かみより下一卒しもに至るまで、其間に官職の階級ありて統属とうじゆくするのみならず、同列同級とても停年に新旧あれば、新任の者は旧任のものに服従ふくじゆんすべきものぞ。下級かきのものは上官の命を承ること、実は直ただちに朕みづかが命を承る義なりと心得よ。己が隸属れいじゆくする所にあらずとも上級の者は勿論、停年の己より旧きものに対しては総べて敬礼を尽すべし。又上級の者は下級のものに向いひ聊ささも輕侮きやうぶ驕傲きやうごうの振舞あるべからず。公務の為に威嚴いげんを主とする時は格別なれども、其外は務めて懇ねんに取扱とくひ、慈愛じあいを專一と心掛、上下一致して王事に勤勞せよ。若軍人

たるもにして礼儀を紊り、上を敬はず下を恵まらずして一致の和諧を失ひたらんには、
番に軍隊の蠱毒たるのみかは、国家の為にもゆるし難き罪人なるべし。

一 軍人は武勇を尚ぶべし。夫武勇は我国にては、古よりいとも貴べる所なれば、我
国の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ。況して軍人は戦に臨み敵に当るの戦な
れば、片時も武勇を忘れてよかるべきか。さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同
じからず。血気にはやり粗暴の振舞などせむは武勇とは謂ひ難し。軍人たらんもの
は常に能く義理を弁へ、能く胆力を練り思慮を殫して事を謀るべし。小敵たりとも
侮らず、大敵たりとも怯れず、己が武職を尽さむこそ誠の大勇にはあれ。されば武
勇を尚ぶものは、常常人に接るには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ。
由なき勇を好みて猛威を振ひたらば、果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ。
心すべきことにこそ。

一 軍人は信義を重んずべし。凡信義を守ること常の道にはあれど、わきて軍人は信

義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし。信とは己が言を踐行ひ、義とは己が分を尽すをいふなり。されば信義を尽さむと思はば、始より其事の成し得べきか得べからざるかを審つまびらかに思考すべし。臆おぼろげ気なる事を仮初かりそめに諾うべなひてよしなき関係を結び、後に至りて信義を立てんとすれば進退きざま谷りて身の措き所に苦むことあり。悔ゆとも其詮せんなし。始に能事よくよくの順逆を弁へ、理非を考へ、其言は所詮踐むべからずと知り、其義はとても守るべからずと悟りなば、速に止とどまるこそよけれ。古より、或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り、或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守り、あたらず英雄豪傑どもが禍わざはひに遭ひ身を滅し、屍かばねの上の汚名を後世のちので遺せること其例ためし少すくなからぬものを。深く警いましめでやはあるべき。

一 軍人は質素を旨とすべし。凡質素を旨とせざれば、文弱に流れ輕薄はしに趨きり、驕奢きやうしや華麗かびの風を好み、遂には貪汚たんおに陥おちりて志も無下むげに賤いやくなり、節操も武勇も其甲斐なく、世人に爪はじきせらるる迄に至りぬべし。其身生涯の不幸なりといふも中中愚

なり。此風一たび軍人の間に起りては、彼の伝染病の如く蔓延し、士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと明なり。朕深く之を懼れて、曩に免黜條例を施行し、略此事を誠め置きつれど、猶も其悪習の出んことを憂ひて心安からねば、故に又之を訓ふるぞかし。汝等軍人、ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ。

右の五箇条は軍人たらんもの暫も忽にすべからず。さて之を行はむには、一の誠心こそ大切なれ。抑々此五箇条は我軍人の精神にして、一の誠心は又五箇条の精神なり。心誠ならざれば、如何なる嘉言も善行も、皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべき。心だに誠あれば何事も成るものぞかし。況してや此の五箇条は、天地の公道人倫の常経なり。行ひ易く守り易し。汝等軍人能く朕が訓に遵ひて此道を守り行ひ、国に報ゆるの務を尽さば、日本国の蒼生挙りて之を悦びなん。朕一人の憚のみならんや。

聖諭記

(明治十九年十一月五日 元田永字謹記)

十一月五日午前十時例ニ依リ参内、既ニシテ皇上出御、直ニ臣ヲ召ス。臣進テ 御前ニ侍ス。

皇上親諭シテ曰ク、朕過日大学ニ臨ス(十月廿九日)。設ル所ノ学科ヲ巡視スルニ、理科、化(学)科、植物科、医科、法科等ハ益々其進歩ヲ見ル可シト雖モ、主本トスル所ノ修身ノ学科ニ於テハ、曾テ見ル所ナシ。和漢ノ学科ハ修身ヲ專ラトシ、古典講習科アリト聞クト雖ドモ、如何ナル所ニ設ケアルヤ過日觀ルコト無シ。抑大学ハ日本教育高等ノ学校ニシテ、高等ノ人材ヲ成就スベキ所ナリ。然ルニ今ノ学科ニシテ政治要ノ道ヲ講習シ得ベキ人材ヲ求メント欲スルモ決シテ得ベカラズ。假令、理化医科等ノ卒業ニテ其人物ヲ成シタルトモ、入テ相トナル可キ者ニ非ズ。当世復古ノ功臣内閣ニ入テ政ヲ執ルト雖ドモ、永久ヲ保スベカラズ。之ニ繼グノ相材ヲ育成セザル可カラズ。然ルニ、今大学ノ教科和漢修身ノ科有ルヤ無キヤモ知ラズ。国学漢儒固陋ナル者アリト雖ドモ、其固陋ナルハ其人ノ過チナリ。其道ノ本体ニ於テハ固ヨリ之ヲ皇張セザル可カラズ。故ニ朕、今徳大寺侍従長ニ命ジテ渡辺総長ニ問ハシメント欲ス。渡辺亦如何ナル考慮ナルヤ。森文部大臣ハ師範学校ノ改正ヨリシテ三年ヲ待テ地方ノ教育ヲ改良シ、大ニ面目ヲ改メント云テ自ラ信ズルト雖ドモ、中学ハ稍改マルモ、大学今見ル所ノ如クナレバ、此ノ中ヨリ、真成ノ人物ヲ育成

スルハ決シテ得難キナリ。汝見ル所如何。臣謹デ対テ曰ク、

陛下ノ言此ニ至ル。皇国生民ノ幸ナリ。臣曩ニ命ヲ奉ジテ徳大寺ト共ニ大学ヲ巡視シ（十月十八日）窃ニ感覺スル所アリ。徳大寺先ニ既ニ反命スルヲ以テ臣未ダ敢テ陳セズ。謂ラク臣敢テ言ハズト雖ドモ陛下一タビ臨御セバ必ず叡心ニ覺ル所アラント。今宸勅ヲ奉ズルニ、果シテ臣ガ見ル所ノ如シ。臣嘗テ大学々科ノ設ケヲ聞クニ修身ノ学科ナシ。和漢ノ学ハ文学科ニ和漢文アリト雖ドモ、僅カニ和漢ノ文章ヲ作ルノミ。哲学科ニ東洋哲学アリト雖ドモ、是亦僅カニ經書聖賢ノ話ヲ述ルノミ。加之、僅カノ時限ヲ以テ勿々ニ經過スレバ和漢修身ノ学ト僅カニ名ノミニシテ其勢將ニ廃棄セラレントス。其教科ニアル教官ハ物集高見、島田重礼等僅々タル一二員ニシテ、其余ハ皆洋学専修ノ徒、而シテ此人々タルヤ大抵明治五年以来ノ教育ニ成立シタル者ニシテ、西洋ノ外面ヲ摹仿シ、曾テ国体君臣ノ大義、仁義、道德ノ要ヲ聞知セザル者共ナリ。彼ノ某等ノ著書ヲ一見シテモ、其放言スル所ニ依テ其思想ノ赴ク所ヲ概見スベシ。此等ノ腦髓ヲ以テ生徒ヲ教導セバ、後來ノ害実ニ恐ル可キナリ。今ニシテ此ヲ停止セザレバ復挽回スベカラズ。今、陛下ノ真衷ヨリ發シ、徳大寺ヲ遣ハサレ、渡辺総長ニ詰問ヲ賜ハラバ、皇道ノ興張果シテ此ヨリ生ルベキ也。臣誠恐深ク、

陛下ノ此言ヲ感仰欽敬ス。臣敢テ一身ヲ願ミズ、唯

陛下ノ命ズル所、森大臣、渡辺総長ニ向テ問難スル所アラントス。然ドモ、臣竊ニ自ラ量カルニ、臣ガ漢学者流ニシテ、

陛下ノ左右ニアルハ衆目ノ視ル所ナリ。故ニ臣ガ言ヲ出サバ、

陛下ノ真衷ノ勅語モ、故ハ臣ガ上言シテ作為スル所ト疑ヲ容レンモ知ルベカラズ。是臣ガ謹ンデ敢テ自ラ任ゼザル所ナリ。抑教育ノ重大ナル、夙ニ

陛下ノ深ク慮ル所、幼学綱要ノ欽定アリシヨリ、漸クニシテ米國教育ノ流弊ヲ救正シ、世上再タビ忠君愛國ノ主義ニ赴キ、仁義道德ヲ唱フル者アルニ至リシモ、去々年ヨリ又復洋風ニ傾キ、昨今ニ至テハ專ラ洋学ト變ジ、和漢ノ学ハ將ニ廢絶ニ至ラントスルノ勢、有志ノ士、皆大ニ憂慮スル所ナリ。但國學漢学ノ固陋ナルハ從來教育ノ宜キヲ得ザルニ因ル。其忠孝道德ノ主本ニ於テハ和漢ノ固有ナリ。今、西洋教育ノ方法ニ由テ其課程ヲ設ケ、東洋哲学中ニ道德ノ精微ヲ窮ルニ至ルノ学科ヲ置キ、忠孝廉恥ノ近キヨリ進ンデ、經國安民ノ遠大ヲ知得スルコトヲ務メタランコト、真ノ日本帝國ノ大学ト稱スベキナリ。今ノ設ケノ如クシテハ、聖諭ノ如ク名醫ハ多人數成就ナルモ、政事ハ執ルコトハナルマジク、法学ニテ君德ノ補佐モ充分ナラズ、理化、植物、工科等

ニテ其芸ニ達シタリトモ、君臣ノ道モ国体ノ重キ脳髓ニ之無キ人物日本國中ニ充滿シテモ、此ヲ以テ日本帝国大学ノ教育トハ云ベカラザルナリ。自今以往聖諭ニ因テ和漢修身ノ学科ヲ更張センニハ、其道ニ志アル物集、島田等ノ如キ聊カモ国学ニ僻セズ、漢字ニ泥マズ、西洋ノ方法ニ因テ教科ヲ設ケ、時世ニ適応シテ忠孝道德ノ進歩ヲ生徒ニ教導センコト何ノ難キコトカアラン。其風氣ノ及ブ所、必ズ国学漢學者中ニ奮發シテ国用ニ供スル者出デ来ルベキ也。当世ノ風潮ハ面々各各其弁ヲ震ヒ、其腕ヲ伸バシ、唯進ンデ取ルコトヲ要スルノ時ニ際シテハ、自分一步モ退クベカラズ。素ヨリ彼等ニ抵抗スルニモ及バズ、唯地歩ヲ占メテ進ム時ハ一步モ抜カサズ、吾道德仁義ヲ進入セシムルヲ以テ当世ノ著眼トナスベキナリ。是臣ガ平生ノ見ル所、深ク

陛下ノ勅諭ヲ敬承賛美シ、速ニ徳大寺ニ命ゼラレテ渡辺総長ニ下問アランコトヲ希フ所ナリ。更ニ宜シク伊藤大臣、吉井次官等ニモ、聖意ノ在ル所ヲ御示諭アランコトヲ欲ス。

右謹ンデ上言スル処、

聖顔喜色麗シク、更ニ又反復懇諭アリ。一時間余ニシテ退ク。

元田永孚 謹記

憲法發布の告文 (明治二十二年二月十一日)

スノラワ フツシ カシコ
皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ語ゲ白サク。皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ、惟神ノ宝祚ヲ承繼シ、旧凶ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ。顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ、宜

ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ、典憲ヲ成立シ、条章ヲ昭示シ、内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト為シ、外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ広メ、永遠ニ遵行セシメ、益々国家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スベシ。茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス。惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔コウエイニ貽ノシタマヘル統治ノ洪範コウハンヲ紹述スルニ外ナラズ。而シテ朕ガ躬ミニ逮オヨシデ、
時ト俱トモニ舉行スルコトヲ得ルハ洵マコトニ

皇祖

皇宗及我オヨビガ

皇考コウコウノ威靈ニ倚藉イシキスルニ由ラザルハ無シ。皇朕レ仰デ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐シンユウヲ禱イノリ、併アハセテ朕ガ現在及将来ニ、臣民ニ率先シ、此ノ憲章ヲ履行シテ愆アヤマ
ラザラムコトヲ誓フ。庶幾コレネガハクハ

神靈此レヲ鑒カンガミタマヘ。

憲法發布の勅語

(明治二十二年二月十一日)

朕、國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ、朕ガ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス。惟フニ、我が祖我が宗ハ、我が臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ、我が帝國ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我が神聖ナル祖宗ノ威徳ト、竝ニ臣民ノ忠実勇武ニシテ、國ヲ愛シ公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ。朕我が臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕ガ意ヲ奉体シ、朕ガ事ヲ奨順シ、相与ニ和衷協同シ、益々我が帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ、此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ。

憲法發布の上諭 (明治二十二年二月十一日)

朕、祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、万世一系ノ帝位ヲ踐^フミ、朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ、即チ朕ガ祖宗ノ惠撫^{ケイブ}慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念^{オモ}ヒ、其ノ康福ヲ増進シ、其ノ懿德^{イトク}良能ヲ發達セシムムコトヲ願ヒ、又其ノ翼賛ニ依^{トモ}リ与^{トモ}ニ俱^{トモ}ニ國家ノ進運ヲ扶持^{フサ}セムコトヲ望ミ、乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命^{シヨウメイ}ヲ履踐シ、茲^{ココ}ニ大憲ヲ制定シ、朕ガ率^{ソツユ}由スル所ヲ示シ、朕ガ後嗣^{コウシ}及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ、永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム。國家統治ノ大權ハ、朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケテ、之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ。朕及朕ガ子孫ハ将来此ノ憲法ノ条章^{シタガ}ニ循^シヒ、之ヲ行フコトヲ懲^{アヤマ}ラザルベシ。

朕ハ我が臣民ノ權判及財産ノ安全ヲ貴重シ、及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムベキコトヲ宣言ス。

帝國議會ハ、明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ、此ノ憲法ヲシテ有

効ナラシムルノ期トスベシ。

将来若此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラバ、朕及朕ガ継統ノ子孫ハ、発議ノ權ヲ執リ、之ヲ議會ニ付シ、議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ、之ヲ議決スルノ外、朕ガ子孫及臣民ハ敢テ之ガ紛更ヲ試ミルコトヲ得ザルベシ。

朕ガ在廷ノ大臣ハ、朕ガ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任ズベク、朕ガ現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ対シ、永遠ニ従順ノ義務ヲ負フベシ。

教育に関する勅語

(明治二十三年十月三十日)

朕惟フニ、我が皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我が臣民、克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我が国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス。爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ボシ、学ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ知能ヲ啓發

シ徳器ヲ成就シ、進デ公益ヲ広メ世務ヲ開キ、常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ、一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ。斯ノ如キハ、独リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ、実ニ我が皇祖祖宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所、之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ、之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ、朕汝臣民ト俱ニ、拳々服膺シテ、咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

清国に対する宣戦の詔勅

(明治二十七年八月一日)

天佑ヲ保全シ、万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝国皇帝ハ、忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス。朕茲ニ清国ニ対シテ戦ヲ宣ス。朕ガ百僚有司ハ、宜ク朕ガ意ヲ体シ、陸上ニ海面ニ清国ニ対シテ交戦ノ事ニ従ヒ、以テ国家ノ目的ヲ達スルニ努力スベシ。苟モ国際法ニ悞ラザル限り、各々権能ニ応ジテ、一切ノ手段ヲ尽スニ於テ、必ズ遺漏ナカラムコ

トヲ期セヨ。

惟フニ朕ガ即位以来、茲ニ二十有余年、文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ、事ヲ外国ニ構フ
ルノ極メテ不可ナルヲ信ジ、有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ、幸ニ
列国ノ交際ハ、年ヲ逐フテ親密ヲ加フ。何ゾ料ラム、清国ノ朝鮮事件ニ於ケル、我ニ
對シテ著著鄰交ニ戻リ信義ヲ失スルノ挙ニ出デムトハ。

朝鮮ハ、帝国ガ其ノ始ニ啓誘シテ、列国ノ伍伴ニ就カシメタル独立ノ一国タリ。而シ
テ清国ハ、毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト称シ、陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干涉シ、其ノ内乱ア
ルニ於テ口ヲ屬邦ノ拯難ニ籍キ、兵ヲ朝鮮ニ出シタリ。朕ハ、明治十五年ノ条約ニ依
リ、兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ、更ニ朝鮮ヲシテ禍乱ヲ永遠ニ免レ、治安ヲ将来ニ保タ
シメ、以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ、先ヅ清国ニ告グルニ、協同事ニ從ハム
コトヲ以テシタルニ、清国ハ翻テ種々ノ辭柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ。帝国ハ是ニ於テ朝
鮮ニ勸ムルニ、其ノ稅政ヲ釐革シ、内ハ治安ノ基ヲ堅クシ、外ハ独立國ノ權義ヲ全ク

セムコトヲ以テシタルニ、朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ、清国ハ終始陰ニ居テ百方其ノ目的ヲ妨碍シ、剩ヘ辞ヲ左右ニ托シ、時期ヲ緩ニシ、以テ其ノ水陸ノ兵備ヲ整ヘ、一旦成ルヲ告グルヤ、直ニ其ノ力ヲ以テ其ノ欲望ヲ達セムトシ、更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ、我艦ヲ韓海ニ要撃シ、殆ド亡状ヲ極メタリ。則チ清国ノ計図タル、明ニ朝鮮国治安ノ責ヲシテ帰スルニ所アラザラシメ、帝国ガ率先シテ之ヲ諸独立国ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ、之ヲ表示スルノ条約ト共ニ、之ヲ蒙晦ニ付シ、以テ帝国ノ權利利益ヲ損傷シ、以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク担保ナカラシムルニ存スルヤ疑フベカラズ。熟々其ノ為ス所ニ就テ、深く其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ、實ニ始メヨリ平和ヲ犠牲トシテ、其ノ非望ヲ遂ゲムトスルモノト謂ハザルベカラズ。事既ニ茲ニ至ル。朕平和ト相終始シテ、以テ帝国ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ナリト雖、亦公ニ戦ヲ宣セザルヲ得ザルナリ。汝有衆ノ忠実勇武ニ倚頼シ、速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ、以テ帝国ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス。

日清講和の詔勅

(明治二十八年四月二十一日)

朕惟フニ、国運ノ進張ハ治平ニ由リテ求ムベク、治平ヲ保持シテ克ク終始アラシムルハ、朕ガ祖宗ニ承クルノ天職ニシテ、亦即位以来ノ志業タリ。不幸客歲清国ト釁端ヲ啓キ、朕ハ止ムヲ得ズシテ之ト干戈ヲ交ヘ、十余月ノ久シキ、結ビテ解クル能ハズ。而シテ在廷ノ臣僚ハ、陸海兩軍及議會兩院ト共ニ、威能ク朕ガ旨ヲ体シテ朕ガ事ヲ奨メ、内ニ在テハ参画經營シ、費用ヲ給シ、需供ヲ豊ニシ、防備ニ力メ、外ニ在テハ櫛風沐雨、祁寒隆暑ニ暴露シ、百難ヲ冒シ、万死ヲ顧ミズ、旭旗ノ指ス所、風靡セザルナシ。出征ノ師ハ仁愛節制ノ声誉ヲ播シ、外交ノ政ハ捷敏快暢ノ能事ヲ尽シ、以テ能ク帝国ノ威武ト光荣トヲ中外ニ宣揚シタリ。是レ朕ガ祖宗ノ威靈ニ頼ルト雖モ、百僚臣庶ノ忠実勇武精誠、天日ヲ貫クニ非ザルヨリハ、安ゾ能ク此ニ至ランヤ。朕ハ深ク汝有衆ノ忠勇精誠ニ倚信シ、汝有衆ノ協翼ニ頼リ、治平ノ回復ヲ図リ、国運進張ノ

志業ヲ成サムトスルニ切ナリ。

今ヤ、朕清国ト和ヲ講ジ、既ニ休戦ヲ約シ干戈ヲ戢ムル、将ニ近ニ在ラムトス。清国
渝盟ヲ悔ユルノ誠、已ニ明ニシテ、帝国全権弁理大臣ノ按定セル条件、克ク朕ガ旨ニ
副フ。治平光榮併テ之ヲ獲ル、亦文武臣僚ノ互ニ相待テ、全功ヲ収メタルニ外ナラズ。
祖宗大業ノ恢宏、今ヤ方ニ其ノ基ヲ鞏メ、朕ガ祖宗ニ対スルノ天職ハ、斯ニ其ノ重ヲ
加フ。朕ハ更ニ朕ノ志ヲ汝有衆ニ告ゲ、以テ将来ノ嚮フ所ヲ明ニセザルベカラズ。

朕固ヨリ今回ノ戦捷ニ因リ、帝国ノ光輝ヲ闡発シタルヲ喜ブト共ニ、大日本帝国ノ前
程ハ、朕ガ即位以来ノ志業ト均ク、猶ホ甚ダ悠遠ナルヲ知ル。朕ハ汝有衆ト共ニ努テ
驕緩ヲ戒メ謙抑ヲ旨トシ益々武備ヲ収メテ武ヲ瀆スコトナク、益々文教ヲ振テ文ニ泥
ムコトナク、上下一致各々其ノ事ヲ勉メ其ノ業ヲ励ミ、永遠富強ノ基礎ヲ成サムコト
ヲ望ム。戦後軍防ノ計画財政ノ整理ハ、朕有司ニ信任シテ、専ラ贊籌ノ責ニ当ラシム
ベシト雖モ、積累蘊蓄以テ国本ヲ培フハ、主トシテ億兆忠良ノ臣庶ニ頼ラザルベカラ

ズ。若夫勝ニ^{モシソレカチ}忤^ナレテ自ラ驕^{オゴ}リ、漫^{ミダリ}ニ他ヲ侮^ヒリ、信ヲ友邦ニ失フガ如キハ、朕ガ断ジテ取ラザル所ナリ。乃チ清国ニ至テハ、講和条約批准交換ノ後ハ、其ノ友交ヲ復シ、以テ善鄰^{ゼンリン}ノ誼愈々敦厚ナ^{ヨシモイヨトク}ナル期スベシ。汝有衆其レ善ク朕ガ意ヲ体セヨ。

遼東半島還附の詔勅

(明治二十八年五月十日)

朕、嚮^{ナキ}ニ清国皇帝ノ請^{コヒ}ニ依リ、全權弁理大臣ヲ命ジ、其ノ簡派^{カンパイ}スル所ノ使臣ト会商シ、兩國講和ノ条約ヲ訂結^{テイケツ}セシメタリ。

然ルニ露西亞^{ロシヤ}^{アドイツ}^{フランス}^{ドイツ}^{イタリヤ}^{オーストリア}^{ギリヤ}^{ポルトガル}^{スペイン}^{フランス}^{プロシヤ}^{オランダ}^{ベルギー}^{ルクセンブルク}^{スイス}^{イタリア}^{ギリヤ}^{ポルトガル}^{スペイン}^{フランス}^{プロシヤ}^{オランダ}^{ベルギー}^{ルクセンブルク}^{スイス}^{イタリア}^{ギリヤ}^{ポルトガル}^{スペイン}^{フランス}^{プロシヤ}^{オランダ}^{ベルギー}^{ルクセンブルク}^{スイス}^{イタリア}^{ギリヤ}^{ポルトガル}^{スペイン}^{フランス}^{プロシヤ}^{オランダ}^{ベルギー}^{ルクセンブルク}^{スイス}^{イタリア}^{ギリヤ}^{ポルトガル}ノ所領トスルヲ以テ、東洋永遠ノ平和ニ利アラズト為シ、交々朕ガ政府ニ^{シヨクヨク}懇^{コト}スルニ、其ノ地域ノ保有ヲ永久ニスル勿^{ナカ}ラムコトヲ以テシタリ。

願^{オモ}フニ、朕ガ恒ニ平和ニ眷^{ケンケン}々タルヲ以テシテ、竟^{ツヒ}ニ清国ト兵ヲ交フルニ至リシモノ、洵^{マコト}ニ東洋ノ平和ヲシテ、永遠ニ鞏固^{キョウコ}ナラシメムトスルノ目的ニ外ナラズ。而シテ三国

政府ノ友誼ヲ以テ切偲スル所、其ノ意亦茲ニ存ス。朕、平和ノ為ニ計ル、素ヨリ之ヲ容ルルニ吝ナラザルノミナラズ、更ニ事端ヲ滋シテ時局ヲ艱シク、治平ノ回復ヲ遲滯セシメ、以テ民生ノ疾苦ヲ醸シ國運ノ伸張ヲ沮ムハ、真ニ朕ガ意ニ非ズ。且清國ハ、講和條約ノ訂結ニ依リ、既ニ渝盟ヲ悔ユルノ誠ヲ致シ、我が交戦ノ理由及目的ヲシテ、天下ニ炳焉タラシム。今ニ於テ大局ニ顧ミ、寬洪以テ事ヲ処スルモ、帝國ノ光榮ト威嚴トニ於テ、毀損スル所アルヲ見ズ。朕、乃チ友邦ノ忠言ヲ容レ、朕ガ政府ニ命ジテ、三國政府ニ照覆スルニ、其ノ意ヲ以テセシメタリ。若シ夫レ半島壤地ノ還附ニ関スル一切ノ措置ハ、朕特ニ政府ヲシテ、清國政府ト商定スル所アラシメムトス。今ヤ講和條約既ニ批准交換ヲ了シ、兩國ノ和親旧ニ復シ、局外ノ列國、亦斯ニ交誼ノ厚ヲ加フ。百僚臣庶、其レ能ク朕ガ意ヲ体シ、深ク時勢ノ大局ニ視、微ヲ慎ミ漸ヲ戒メ、邦家ノ大計ヲ誤ルコト勿キヲ期セヨ。

明治二十七八年戰役後

陸海軍軍人に賜はりたる勅諭

(明治二十八年五月十三日)

朕ガ親愛スル帝國陸海軍人ニ告グ。

朕、兵馬ノ大權ヲ統^スべ、明治十五年陸海軍人ノ制略立^ホツニ於テ、汝等ニ軍人ノ精神五箇条ヲ訓諭シ、忠節、禮儀、武勇、信義、質素貫クニ一誠ヲ以テスベキコトヲ告ゲタリ。朕ガ汝等ニ訓諭スルノ殷切ナリシモノ、洵ニ汝等ヲ以テ朕ガ股肱ト頼メバナリ。

爾来治平十有余年。客歲清國ノ釁ヲ開クヤ、汝等ハ朕ガ一号令ノ下ニ起テ、隆暑ニ耐^シヘ^キ禱寒ヲ冒シ、内ハ籌畫警防ヲ努メ、外ハ進取出戦ニ勞シ、陸ニ海ニ振古未ダ有ラザルノ偉勲ヲ奏シ、能ク交戦ノ目的ヲ達シテ、帝國ノ光榮ヲ四表ニ發揚セシメタリ。

朕ハ帝國陸海軍ノ進歩茲ニ至リタルヲ欣ビ、汝等ガ深ク五箇条ヲ服膺シテ、敢テ失墜セズ、命ヲ重シ生ヲ輕シ、以テ能ク朕ガ股肱タルノ職ヲ尽シタルヲ嘉ス。独り鋒鏑ニ

斃レ疾病ニ死シ、然ラザルモ病癘トナリタルモノニ至テハ、朕深ク其事ヲ烈トシテ其人ヲ悲マザルヲ得ズ。

朕、今清国ト和ヲ講ジ、汝等ト俱ニ和平ノ慶ニ頼ラムトス。顧フニ軍隊ノ名譽ハ、帝國ノ光榮ト共ニ、汝等ノ責務ヲ重カラシム。朕ハ、我武維レ揚リテ、汝等ト其譽ヲ偕ニスルヲ樂ムト雖モ、邦家ノ前程ハ尚遼遠ナリ。汝等其レ能ク朕ノ訓諭ヲ遵奉シ、留リテ隊伍ニ在ルモノト、散ジテ郷閭ニ帰ルモノトニ論ナク、五事ヲ服膺シテ、軍人ノ本分ヲ恪守シ、一誠以テ他日ノ報効ヲ期セヨ。

露国に対する宣戰の詔勅

(明治三十七年二月十日)

天佑ヲ保有シ、万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本国皇帝ハ忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス。朕茲ニ露国ニ対シテ戰ヲ宣ス。朕ガ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露国ト交戦ノ事ニ従フ

ベク、朕ガ百僚有司ハ宜ク各々其ノ職務ニ率^{シタガ}ヒ其ノ権能ニ応ジテ、国家ノ目的ヲ達スルニ努力スベシ。凡ソ国際条規ノ範圍ニ於テ、一切ノ手段ヲ尽シ違算ナカラムコトヲ期セヨ。

惟^{オモ}フニ、文明ヲ平和ニ求メ、列国ト友誼ヲ篤クシテ、以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ、各国ノ権利益ヲ損傷セズシテ、永ク帝国ノ安全ヲ将来ニ保障スベキ事態ヲ確立スルハ、朕^{ソト}夙ニ以テ国交ノ要義ト為シ、且暮敢テ違ハザラムコトヲ期ス。朕ガ有司^{オモ}モ亦、能ク朕ガ意ヲ体シテ事ニ従ヒ、列国トノ關係、年ヲ逐^オフテ益々親厚ニ赴^{オモム}クヲ見ル。今ヤ不幸ニシテ露国ト釁端ヲ開クニ至ル。豈朕ガ志ナラムヤ。

帝国ノ重^{オモキ}ヲ韓国ノ保全ニ置クヤ、一日ノ故ニ非ズ。是レ兩國累世^{ルイセイ}ノ關係ニ因^ヨルノミナラズ、韓国ノ存亡ハ、實ニ帝国安危ノ繫^{カカ}ル所タレバナリ。然ルニ露国ハ、其ノ清国トノ盟約及列国ニ対スル累次ノ宣言ニ拘^{カカ}ハラズ、依然滿洲ニ占拠シ、益々其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ、終ニ之ヲ併吞セムトス。若シ滿洲ニシテ、露国ノ領有ニ帰セン乎^カ、韓国ノ

保全ハ支持スルニ由^{ヨシ}ナク、極東ノ平和素ヨリ望ムベカラズ。故ニ、朕ハ此ノ機ニ際シ、切ニ妥協ニ由^{ヨツ}テ時局ヲ解決シ、以テ平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ期シ、有司ヲシテ露国ニ提議シ半歳ノ久シキニ互^{ワタ}リテ屢次折衝ヲ重ネシメタルモ、露国ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘズ、曠^{コウジン}日弥久、徒^{イタラシ}ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ、陽ニ平和ヲ唱道シ、陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ、以テ我ヲ屈從セシメムトス。凡ソ露国ガ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ、毫^{ゴウ}モ認ムルニ由ナシ。露国ハ既ニ帝国ノ提議ヲ容レズ、韓国ノ安^{アサ}全^{セン}ハ方^{マサ}ニ危急ニ瀕^{ヒン}シ、帝国ノ国利ハ將ニ侵迫セラレムトス。事既ニ茲ニ至ル。帝国ガ平和ノ交渉ニ依リ求^イムトシタル将来ノ保障ハ、今日之ヲ^キ旗鼓ノ間ニ求^クムルノ外ナシ。朕ハ汝有衆ノ忠実勇武ナルニ倚^イ頼^{ライ}シ速ニ平和ヲ永遠ニ克^{コク}復^{フク}シ、以テ帝国ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス。

旅順開城に關し參謀總長より第三軍司令官に伝へたる聖旨

(明治三十八年二月二日)

將官ステツセルヨリ、開城ノ提議ヲ為シ来リタル件、伏奏シタル処、

陛下ニハ、將官ステツセルが、祖国ノタメ尽セシ苦節ヲ嘉シ玉ヒ、武士ノ名譽ヲ保タシムベキコトヲ望マセラル。

右謹デ伝達ス。

(注) これは詔勅ではありませんが、明治天皇の敵將に対する思ひやり深き大御心を拝察することのできる記録ですので謹載いたしました。

日露講和の詔勅

(明治三十八年十月十六日)

朕、東洋ノ治平ヲ維持シ、帝国ノ安全ヲ保障スルヲ以テ国交ノ要義ト為シ、夙夜懈ラズ、以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ。不幸客歲、露国ト斃端ヲ啓クニ至ル。亦寔ニ国

家自衛ノ必要已ムヲ得ザルニ出デタリ。開戦以来、朕ガ陸海ノ将士ハ内籌画防備ニ勤
メ、外進攻出戦ニ勞シ、万艱ヲ冒シテ殊功ヲ奏ス。在廷ノ有司、帝国議會ト亦善ク其
ノ職ヲ尽シテ、以テ朕ガ事ヲ奨メ、軍國ノ經營内外ノ施設其ノ緩急ヲ愆ラズ、億兆克
ク儉ニ克ク勤メ、以テ國費ノ負荷ニ任ジ、以テ費用ノ供給ヲ豊ニシ、挙國一致大業ヲ
贊襄シテ、帝國ノ威武ト光荣トヲ四表ニ発揚シタリ。是固ヨリ我ガ皇祖皇宗ノ威靈ニ
頼ルト雖、抑亦文武臣僚ノ職務ニ忠ニ、億兆民庶ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラズム
バアラズ。交战二十閱月、帝國ノ地歩既ニ固ク、帝國ノ国利既ニ伸ブ。朕ノ恒ニ平和
ノ治ニ汲々タル、豈徒ニ武ヲ窮メ、生民ヲシテ永ク鋒鏑ニ困マシムルヲ欲セムヤ。
嚮ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尊ビ平和ヲ重ズルニ出デテ、日露兩國政府ニ勸告
スルニ、講和ノ事ヲ以テスルヤ、朕ハ深ク其ノ好意ヲ諒トシ、大統領ノ忠言ヲ容レ、
乃チ全權委員ヲ命ジテ、其ノ事ニ当ラシム。爾來彼我全權ノ間、数次會商ヲ累ネ我ノ
提議スル所ニシテ、始ヨリ交战ノ目的タルモノト、東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ、

露国其ノ要求ニ応ジテ以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ。朕、全權委員ノ協定スル所ノ条件ヲ覽ルニ、皆善ク朕ガ旨ニ副フ。乃チ之ヲ嘉納批准セリ。

朕ハ茲ニ平和ト光榮トヲ併セ獲テ、上ハ以テ祖宗ノ靈鑒ニ対ヘ、下ハ以テ丕績ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ビ、汝有衆ト其ノ譽ヲ俱ニシ、永ク列国ト治平ノ慶ニ頼ラムコトヲ思フ。今ヤ露国亦既ニ旧盟ヲ尋デ帝国ノ友邦タリ。則チ善鄰ノ誼ヲ復シテ、更ニ益々敦厚ヲ加フルコトヲ期セザルベカラズ。

惟フニ、世運ノ進歩ハ頃刻息マズ、国家内外ノ庶政ハ一日ノ懈ナカラムコトヲ要ス。偃武ノ下益々兵備ヲ修メ、戦勝ノ余愈々治教ヲ張り、然シテ後始テ能ク国家ノ光榮ヲ無疆ニ保チ、国家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スベシ。勝ニ狂レテ自ラ裁抑スルヲ知ラズ、驕怠ノ念從テ生ズルガ若キハ、深ク之ヲ戒メザルベカラズ。汝有衆、其レ善ク朕ガ意ヲ体シ、益々其ノ事ヲ勤メ、益々其ノ業ヲ励ミ以テ国家富強ノ基ヲ固クセムコトヲ期セ

明治三十七八年戰役後

陸海軍軍人に賜はりたる勅語

(明治三十八年十月十六日)

朕ガ親愛スル帝國陸海軍人ニ告グ。

朕嚮^{サキ}ニ汝等ニ示スニ、軍人ノ精神タル訓規五箇条ヲ以テシ、明治二十七八年戰役終ルヤ、深ク邦家ノ前途ヲ念ヒ、更ニ汝等ニ諭示^{ユシ}スル所アリ。爾來十閱年、朕ガ陸海軍ハ世界ノ進運ニ伴ヒ、經校^{ケイコウ}大ニ其步^{ソノホ}ヲ進メタリ。不幸ニシテ客歲露國ト釁^{ケン}ヲ啓キシヨリ、汝等協力奮勵、各々^{オノオノ}其任務ニ從ヒ、籌画宜キヲ得、攻戰機ヲ制シ、陸ニ海^{コウコ}ニ曠古^{クウコ}ノ大捷^{シヨウ}ヲ奏シ、帝國ノ威武ヲ宇内^{ウヂノ}ニ宣揚シ、以テ朕ガ望ニ副ヘリ。

朕ハ、汝等ノ忠誠勇武ニ頼^ヨリ、出師^{スイシ}ノ目的ヲ達シ、上ハ祖宗ニ對シ、下ハ億兆ニ臨ミ、天職ヲ尽スコトヲ得タルヲ懌^{ヨロコ}ビ、深ク其戰ニ死シ、病ニ斃^{ハイコ}レ、又ハ癘^{ハイコ}癘ト為リタル者ヲ悼ム。

朕今露國ト和ヲ講ズ。惟フニ我軍ノ名譽ハ、帝國ノ光榮ト共ニ更ニ汝等ノ責務ヲ重カ
ラシメ、國運ノ隆昌、亦汝等ノ努力ニ待ツコト大ナリ。汝等其レ能ク朕ガ意ヲ体シ、
留リテ軍隊ニ在ル者ト、散ジテ郷閭ニ歸ル者トヲ問ハズ、常ニ朕ガ訓諭ヲ服膺シテ、
朕ガ股肱タルノ本分ヲ守リ、益々勵精以テ報効ヲ期セヨ。

戊申詔書

(明治四十一年十月十三日)

朕惟フニ、方今人文日ニ就リ月ニ將ミ、東西相倚リ彼此相濟シ、以テ其福利ヲ共ニス。
朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ、列國ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス。顧
ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ、文明ノ惠沢ヲ共ニセムトスル、固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ。
戰後日尚淺ク庶政益々更張ヲ要ス。宜ク上下心ヲ一ニシ、忠実業ニ服シ、勤儉産ヲ治
ム、惟レ信惟レ義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ実ニ就キ、荒怠相誡メ、自彊息マザルベ
シ。

抑々我ガ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト、我ガ光輝アル国史ノ成跡トハ、炳トシテ日星ノ如シ。
寔ニ克ク恪守シ、淬砺ノ誠ヲ輸サバ、国運發展ノ本近ク斯ニ在リ。朕ハ方今ノ世局ニ
処シ、我ガ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ、祖宗ノ威徳ヲ対揚セ
ムコトヲ庶幾フ。爾臣民、其レ克ク朕ガ旨ヲ体セヨ。

韓国併合の詔書

(明治四十三年八月二十九日)

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ、帝国ノ安全ヲ将来ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ、又常
ニ韓国ガ禍乱ノ淵源タルニ顧ミ、曩ニ朕ノ政府ヲシテ、韓国政府ト協定セシメ、韓国
ヲ帝国ノ保護ノ下ニ置キ、以テ禍源ヲ杜絶シ、平和ヲ確保セムコトヲ期セリ。

爾來時ヲ経ルコト四年有余。其ノ間朕ノ政府ハ銳意韓国施政ノ改善ニ努メ、其ノ成績
亦見ルベキモノアリト雖、韓国ノ現制ハ、尙未ダ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラズ。疑懼
ノ念、毎ニ国内ニ充溢シ、民其ノ堵ニ安ゼズ。公共ノ安寧ヲ維持シ、民衆ノ福利ヲ増

進セムガ為ニハ、革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラザルコト瞭然タルニ至レリ。リョウゼン

朕ハ、韓国皇帝陛下ト与ニ、此ノ事態ニ鑑ミ、カンガ韓国ヲ挙テ日本帝国ニ併合シ、以テ時勢ノ要求ニ応ズルノ已ムヲ得ザルモノアルヲ念ヒ、茲ニ永久ニ韓国ヲ帝国ニ併合スルコトトナセリ。

韓国皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ併合ノ後ト雖、相当ノ優遇ヲ受クベク、民衆ハ、直接朕ガ綏撫ノ下ニ立チテ、其ノ康福ヲ増進スベク、産業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル発達ヲ見ルニ至ルベシ。而シテ東洋ノ平和ハ、之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスベキハ、朕ノ信ジテ疑ハザル所ナリ。朕ハ特ニ朝鮮総督ヲ置キ、之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ、陸海軍ヲ統率シ、諸般ノ政務ヲ総轄セシム。ソウカツ百官有司、克ク朕ノ意ヲ体シテ事ニ従ヒ、施設ノ緩急其ノ宜キヲ得、以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ頼ラシムルコトヲ期セヨ。

大正天皇

御踐祚後朝見の御儀に於て賜はりたる勅語

(大正元年七月三十一日)

朕、俄ニハカニ大喪タイソウニ遇ヒ、哀痛極リ罔ナシ、但ダ皇位一日モ曠クスベカラズ、国政須臾モ廢スベカラザルヲ以テ、朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ。願フニ、先帝睿明ノ資シヲ以テ維新ノ運トキニ膺リ、万機ノ政ヲ親ミンラシ、内治ヲ振刷シンサツシ外交ヲ伸張シ、大憲ヲ制シテ祖訓ソクンヲ昭ニシ、典礼ヲ頒テ蒼生ソウセイヲ撫ス。文教茲ニ敷キ武備爰ニ整ヒ、庶績咸熙シヨセキミナヒロマリ国威維揚ル。其ノ盛徳鴻業、万民具ニ仰ギ列邦共ニ視ル。寔ニ前古未ダ曾カフテ有ラザル所ナリ。朕、今万世一系ノ帝位ヲ踐フミ、統治ノ大権ヲ繼承ス。祖宗ノ宏謨コウボニ遵ヒ、憲法ノ条章ニ由リ、之レガ行使ヲ愆アヤマルコト無ク、以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セザラムコトヲ期ス。有

司須^{スベカ}ラク先帝ニ尽シタル所ヲ以テ朕ニ事^{ツカ}へ、臣民亦和衷^{ワチニユウ}協同シテ忠誠ヲ致スベシ。爾等、克ク朕ガ意ヲ体シ、朕ガ事ヲ^{シヨウジユン}奨順セヨ。

独逸国に対し宣戦の詔書

(大正三年八月二十三日)

天佑ヲ保有シ、万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本国皇帝ハ忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス。朕茲ニ独逸国ニ対シテ戦ヲ宣ス。朕ガ陸海軍ハ宜ク力ヲ^{キハ}極メテ、戦鬪ノ事ニ従フベク、朕ガ百僚有司ハ、宜ク職務ニ^{ソウジユン}率循シテ、軍国ノ目的ヲ達スルニ^{ツト}勗ムベシ。凡ソ国際条規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ尽シ、必ズ違算ナカラムコトヲ期セヨ。

朕ハ深く現時欧州戦乱ノ^{オウカ}殃禍ヲ憂ヒ、専ラ局外中立ヲ^{カクシユ}恪守シ、以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念^{ネン}トセリ。此ノ時ニ^{アタ}方リ、独逸国ノ行動ハ遂ニ朕ノ同盟国タル大不列顛^{ダイブ}國ヲシテ戦端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ、其租借地タル^{ソシヤクチ}膠州湾ニ於テモ亦日夜戦備ヲ修メ、其艦艇^{シキリ}荐ニ東亞ノ海洋ニ出沒シテ、帝国及与国ノ通商貿易、為ニ威圧ヲ受ケ極東ノ平

和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ。是ニ於テ朕ノ政府ト大不列顛国皇帝陛下ノ政府トハ、相互隔意ナキ協議ヲ遂ゲ、兩國政府ハ、同盟協約ノ予期セル全般ノ利益ヲ防護スルガ為、必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ。朕ハ此ノ目的ヲ達セムトスルニ当リ、尚努メテ平和ノ手段ヲ悉サムコトヲ欲シ、先ヅ朕ノ政府ヲシテ誠意ヲ以テ独逸帝国政府ニ勸告スル所アラシメタリ。然レドモ所定ノ期日ニ及ブモ、朕ノ政府ハ終ニ其ノ応諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラズ。

朕、皇祚ヲ踐テ未ダ幾ナラズ。且今尚皇妣ノ喪ニ居レリ。恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ、而モ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得ザルニ至ル。朕深ク之ヲ憾トス。

朕ハ汝有衆ノ忠実勇武ニ倚賴シ、速ニ平和ヲ克復シ、以テ帝国ノ光榮ヲ宣揚セムコトヲ期ス。

即位礼当日紫宸殿に於て賜はりたる勅語

(大正四年十一月十日)

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、惟神ノ宝祚ヲ踐ミ、爰ニ即位ノ礼ヲ行ヒ、普ク爾臣民ニ誥グ。
朕惟フニ、皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ、列聖統ヲ紹ギ裕ヲ垂レ、天壤無窮ノ神勅ニ依
リテ万世一系ノ帝位ヲ伝ヘ、神器ヲ奉ジテ八洲ニ臨ミ、皇化ヲ宣ベテ蒼生ヲ撫ス。爾
臣民世世相繼ギ忠実公ニ奉ズ。表ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノゴトク、以テ万邦
無比ノ国体ヲ成セリ。

皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謨ヲ定メ、祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ、皇凶ヲ
恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツ。聖德四表ニ光被シ、仁沢遐陬ニ霑治ス。

朕今丕績ヲ續ギ遺範ニ遵ヒ、内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ図リ、外ハ国交ヲ敦
クシテ共ニ和平ノ慶ニ頼ラムトス。朕ガ祖宗ニ負フ所極メテ重シ。祖宗ノ神靈照鑑上

ニ在リ。朕夙夜兢業キョウゴク天職ヲ全クセムコトヲ期ス。朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ、勵精其業ニ從ヒ、以テ皇運扶翼スルコトヲ知ル。庶幾クバ、心ヲ同クシ力ヲ戮セ、倍々マスマス國光ヲ顯揚ケシヨクセムコトヲ。

爾臣民其レ克ク朕ガ意ヲ体セヨ。

世界大戰平和克復の詔書

(大正九年一月十日)

朕惟フニ、今次ノ大戦乱ハ兵戈ヘイカ五年ニ弥ワタリ、世界ヲ聳動シヨウドウセシメタルモ、我ガ聯合諸友邦、勇奮努力ノ威烈ニ頼リ、戦氛センブン一掃平和全ク復スルニ至リタルハ、朕ノ甚ダ憚ヨロコブ所ナリ。今斯ノ紛擾フンジョウノ局ヲ収メ、安寧ヲ将来ニ規ハカルハ、固ヨリ諸友邦ノ協同燮理シヨウリニ須マタザルベカラズ。嚮サキニ講和會議ノ仏国ニ開カルルヤ、朕亦全權委員ヲ簡派カンパイシ、其ノ商議ニ參ゼシメシニ、平和永遠ノ協定新ニ成リ、國際連盟ノ規模斯ニ立ツ。是レ朕ガ中心実ニ欣幸キンコウトスル所ナルト共ニ、又今後國家負荷フカノ重大ナルヲ感ゼズムバアザルナリ。

今ヤ世運一展シ、時局不オホイニ変ズ。宜シク奮勵ジキヨウ自彊、隨時順応ノ道ヲ講ズベキノ秋ナリ。爾臣民、其レ深ク之ニ省ミ、進ミテハ万国ノ公是コウゼニ循ヒ、世界ノ大經ダイケイニ杖ヨリ、以テ連盟平和ノ実ヲ举ゲムコトヲ思ヒ、退シリソイテハ重厚堅実ヲ旨トシ、浮華驕奢ヲ戒メ、国力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メザルベカラズ。

朕ハ永ク友邦ト偕トモニ和平ノ慶ニ頼リ、休明キユメイノ沢タクヲ同クセムコトヲ期シ、朕ガ忠良ナル臣民ノ一心協力ニ倚イシヤ藉シ、衆庶ノ康福ヲ充足シ、文明ノ風化ヲ広敷コウフシ、益々祖宗ノ洪業ギヨウヲ光恢コウカイセムコトヲ庶幾フ。爾臣民其レ克ク朕ガ旨ヲ体セヨ。

学制頒布五十年記念式典に際し

賜はりたる勅語

(大正十一年十月三十日)

学制頒布ハンブセラレテヨリ茲ニ五十年。文教普ク及ビ、学芸盛ニ興リ、以テ今日アルヲ致ス。是レ実ニ皇考ノ大猷ト、朝野ノ協力トニ因レリ。今斯ノ式典ヲ行フハ、朕ノ最モ

喜ブ所ナリ。

惟フニ、教育ハ心身兼ネ養ヒ知徳竝ビ進ムヲ尚ブ。国家ノ光輝、社会ノ品位、政治、經濟、国防、産業等ノ發達、一トシテ其ノ效ニ待タザルナシ。皇考ノ制ヲ定メ學ヲ勸メタマヘルハ、是ガ為ナリ。朕、深ク前後從事諸員ノ勞績ヲ嘉シ、更ニ克ク朕ガ紹述ノ意ヲ体シテ、遺訓ヲ遵奉シ、常ニ中外ノ時勢ヲ察シテ、心ヲ啓發成就ニ用ヒ、益々力ヲ教學ノ振興ニ尽シテ、以テ文運ノ昌明ヲ図ラムコトヲ望ム。

帝都復興に関する詔書

(大正十二年九月十二日)

朕、神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹ギ、光輝アル国史ノ成跡ニ鑑ミ、皇考中興ノ宏謨ヲ繼承シテ、肯テ愆ヲザラムコトヲ庶幾シ、夙夜兢業トシテ治ヲ図リ、幸ニ祖宗ノ神祐ト国民ノ協力トニ頼リ、世界空前ノ大戦ニ処シ、尚克ク小康ヲ保ツヲ得タリ。

癸卯ノ凶ラム、九月一日ノ激震ハ、事咄嗟ニ起リ、其ノ震動極メテ峻烈ニシテ、家屋ノ

潰倒^{カイトウ}、男女ノ慘死、幾万ナルヲ知ラズ。剩^{ヤマンサ}へ火災四方ニ起リテ、炎燄^{エンエン}天ニ冲^{ノボ}リ、京浜其ノ他ノ市邑^{シユウ}、一夜ニシテ焦土ト化ス。此ノ間交通機關杜絶シ、為ニ流言飛語盛ニ伝ハリ、人心恟恟^{キヨウキヨウ}トシテ、倍々^{マスマス}其ノ慘害ヲ大ナラシム。之ヲ安政當時ノ震災ニ較ブレバ、寧^{ムシ}口凄愴^{セイソウ}ナルヲ想知セシム。

朕深ク自ラ戒慎シテ已マザルモ、惟フニ天災地変ハ人力ヲ以テ予防シ難ク、只速ニ人事ヲ尽シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ、凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ非常ノ果斷ナカルベカラズ。若シ夫レ平時ノ条規ニ膠柱^{コウヂユウ}シテ、活用スルコトヲ悟ラズ、緩急其ノ宜ヲ失シテ前後ヲ誤リ、或ハ個人若ハ一会社ノ利益保障ノ為ニ、多衆災民ノ安固ヲ脅スガ如キアラバ、人心動揺シテ抵止スル所ヲ知ラズ。朕深ク之ヲ憂^{ユウ}惕^{テキ}シ、既ニ在朝有司ニ命ジ、臨機救済ノ道ヲ講ゼシメ、先ヅ焦眉ノ急ヲ拯^{スク}フテ、以テ惠撫慈養ノ実ヲ挙げムト欲ス。抑モ東京ハ帝国ノ首都ニシテ、政治經濟ノ樞軸トナリ、国民文化ノ源泉トナリテ、民衆一般ノ瞻仰^{センゴウ}スル所ナリ。一朝不慮ノ災害ニ罹^カリテ、今ヤ其ノ旧形ヲ留メズ

ト雖、依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハズ。是ヲ以テ其ノ善後策ハ、独リ旧態ヲ回復スルニ止マラズ、進ンデ将来ノ發展ヲ図リ、以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセザルベカラズ。惟フニ我忠良ナル国民ハ、義勇奉公、朕ト共ニ其ノ慶ニ頼ラムコトヲ切望スベシ。之ヲ慮リテ、朕ハ宰臣ニ命ジ、速ニ特殊ノ機関ヲ設定シテ、帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ、其ノ成案ハ、或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ、或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ、籌画經營、万遺算ナキヲ期セムトス。

在朝有司、能ク朕ガ心ヲ心トシ、迅ニ災民ノ救護ニ従事シ、敵ニ流言ヲ禁遏シ、民心ヲ安定シ、一般国民、亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ、奉公ノ誠悃ヲ致シ、以テ興國ノ基ヲ固ムベシ。朕、前古無比ノ天殃ニ際会シテ、邨民ノ心愈々切ニ、寢食為ニ安カラズ。爾臣民、其レ克ク朕ガ意ヲ体セヨ。

国民精神作興に関する詔書

(大正十二年十一月十日)

朕惟フニ、国家興隆ノ本ハ、国民精神ノ剛健ニ在リ。之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ、以テ
国本ヲ固クセザルベカラズ。是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ、国体ニ基キ淵源
ニ遡リ、皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ゲテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ、後又臣民ニ詔シテ、忠
実勤儉ヲ勸メ、信義ノ訓ヲ申ネテ、荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ。是レ皆道德ヲ尊重シテ、
国民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非ザルナシ。爾來趨向一定シテ、効果大ニ著レ、
以テ国家ノ興隆ヲ致セリ。朕、即位以来夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ、俄ニ災
変ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ。輒近學術益々開ケ人智日ニ進ム。然レドモ浮華放縱ノ習
漸ク萌シ、輕佻詭激ノ風モ亦生ズ。今ニ及ビテ時弊ヲ革メズムバ、或ハ前緒ヲ失墜セ
ムコトヲ恐ル。況ヤ今次ノ災禍甚ダ大ニシテ、文化ノ紹復国力ノ振興ハ、皆国民ノ精

神ニ待ツヲヤ。是レ実ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ。振作更張ノ道ハ他ナシ。先帝ノ
聖訓ニ恪遵シテ、其ノ実効ヲ挙グルニ在ルノミ。宜ク教育ノ淵源ヲ崇ビテ智徳ノ竝進
ヲ努メ、綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ、浮華放縱ヲ斥ケテ質実剛健ニ趨キ、輕佻詭激ヲ
矯メテ醇厚中正ニ帰シ、人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ、公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ、責
任ヲ重シ節制ヲ尚ビ、忠孝義勇ノ美ヲ揚ゲ、博愛共存ノ誼ヲ篤クシ、入リテハ恭儉勤
敏業ニ服シ産ヲ治メ、出デテハ一己ノ利害ニ偏セズシテカヲ公益世務ニ竭シ、以テ国
家ノ興隆ト民族ノ安榮、社会ノ福祉トヲ図ルベシ。朕ハ、臣民ノ協翼ニ頼リテ、弥々
国本ヲ固クシ、以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ。爾臣民其レ之ヲ勉メヨ。

今上天皇

御踐祚後朝見の御儀に於て賜はりたる勅語

(昭和元年十二月二十八日)

朕、皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ、万世一系ノ皇位ヲ繼承シ、帝國統治ノ大權ヲ総攬シ、以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ。旧章ニ率由シ、先徳ヲ聿修シ、祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラムコトヲ庶幾フ。

惟フニ、皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ、内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ、千載不磨ノ憲章ヲ頒チ、万邦無比ノ国体ヲ鞏クセリ。皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ、殫チ志ヲ継明ニ尚クス。不幸中道ニシテ聖体ノ不予ナル、朕儲貳ヲ以テ大政ヲ摂ス。遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ。但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスベカラズ、万機ハ一日モ之ヲ廢

スベカラズ。哀カナシヲ衛フクミ痛イタミ懷イダキ、以テ大統ヲ嗣ツゲリ。朕カハクノ寡薄ナル、唯兢兢業トシテ負荷ノ重キニ任タヘザランコトヲ之レ懼オソル。

輓バン近キン世セ態タイ漸ヤウク以テ推移シ、思想ハ動キヤモスレバ趣舍相異ナルアリ、經濟ハ時ニ利害同ジカラザルアリ。此レ宜ク眼マナコ國家ノ大局ニ著ケ、举国一体共存共榮ヲ之レ図リ、国本ニ不拔フバツニ培ツチヒ、民族ヲ無疆ムキョウニ蕃シゲクシ、以テ維新ノ宏謨コウボヲ顯揚センコトヲ懋ブトムベシ。

今ヤ世局ハ正ニ会通カイツウノ運ニ際シ、人文ハ怡アタカモ更張ノ期ニ膺アタル。即チ我国ノ国是ハ、日ニ進ムニ在リ、日ニ新ニスルニ在リ。而シテ博ク中外ノ史ニ徵チヨウシ、審ツマビラカニ得失ノ迹アトニ

鑒カンミ、進ムヤ其ノ序ニ循ヒ、新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル。是レ深ク心ヲ用フベキ所ナリ。

夫レ浮華ヲ斥シリケ質実ヲ尚タツトヒ、模擬ヲ戒メ創造ヲ勗ツトメ、日進以テ会通ノ運ニ乗ジ、日新以テ更張ノ期ヲ啓キ、人心惟レ同ジク民風惟レ和シ、汎ヒロク一視同仁ノ化ヲ宣ノベ、永ク四海同胞ノ誼ギヲ敦クセンコト、是レ朕ガ軫念シンネン最モ切ナル所ニシテ、丕ヒ顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニシ、丕承ヒシヨウナル皇考ノ遺志ヲ繼述セル所以ノモノ、實ニ此ココニ存ス。有司其

レ克ク朕ガ意ヲ体シ、皇祖考暨オヨビ皇考ニ效セシ所ヲ以テ、朕ガ躬ヲ匡弼シ、朕ガ事ヲ
獎順シ、億兆臣民ト俱ニ、天壤無窮ノ宝祚ヲ扶翼セヨ。

御踐祚に際し陸海軍軍人に賜はりたる勅諭

(昭和元年十二月二十八日)

朕祖宗ノ威靈ニ頼リ、万世一系ノ大統ヲ嗣グニ臨ミ、朕ガ股肱タル陸海軍人ニ告グ。
惟フニ、皇祖考夙ニ汝等軍人ニ聖訓ヲ降シ給ヒ、皇考亦申ネテ聖諭ヲ垂レ給ヘリ。汝
等軍人拳々服膺シ、克ク匪躬ノ節ヲ效シ、ヒキエウ 尽忠報国ノ偉績ヲ建テタリ。朕ハ、先朝ノ
慈育愛撫シ給ヘル軍隊ヲ念ヒ、切ニ汝等軍人ノ忠誠勇武ニ信倚シ、シンイ 列聖ノ偉業ヲ紹述
シ、倍々国威ヲ顕揚シ、億兆ノ慶福ヲ増進セムコトヲ冀フ。

汝等軍人、其レ克ク朕ガ意ヲ体シ、先朝ノ訓諭ニ遵由シ、ジュンユ 審ニ宇内ノ大勢ヲ察シ、
深ク時世ノ推移ニ鑒ミ、カンガ 切蹉砥礪、シレイ 愈々操守ヲ固クシ、一意奉公ノ至誠ヲ擢デ、スケン 以テ
宏猷ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ。

即位礼当日紫宸殿に於て賜はりたる勅語

(昭和三年十一月十日)

朕惟フニ、我ガ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ、天業ヲ経綸シ、万世不易ノ丕基ヲ肇メ、一系無窮ノ永祚ヲ伝ヘ、以テ朕ガ躬ニ逮ベリ。朕祖宗ノ威靈ニ頼リ、敬ミテ大統ヲ承ケ、恭シク神器ヲ奉ジ、茲ニ即位ノ礼ヲ行ヒ、昭ニ爾有衆ニ誥グ。

皇祖皇宗国ヲ建テ民ニ臨ムヤ、国ヲ以テ家ト為シ、民ヲ視ルコト子ノ如シ。列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク、兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉ジ、上下感孚シ君民体ヲ一ニス。是レ我ガ国体ノ精華ニシテ、当ニ天地ト竝ビ存スベキ所ナリ。

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻図ヲ闢キ、中外ニ徴シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ、文ヲ経トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ。皇考先朝ノ宏謨ヲ紹継シ、中興ノ丕績ヲ恢弘シ、以テ皇風ヲ宇内ニ宣ブ。朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣ギ、祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴ト

ニ頼リ、以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ。

朕、内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ、愈民心ノ和会ヲ致シ、益国運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ、外ハ則チ国交ヲ親善ニシ、永ク世界ノ平和ヲ保チ、普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ。爾有衆其レ心ヲ協ヘカヲ戮セ、私ヲ忘レ公ニ奉ジ、以テ朕ガ志ヲ弼成シ、朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ゲ、以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ対フルコトヲ得シメヨ。

教学振興の御沙汰

(昭和三年十二月十日)

祖宗ノ国ヲ經スルヤ、教学ヲ先ト為ス。皇祖考夙ニ学制ヲ頒チ、更ニ宸勅ヲ降シ、昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ。皇考遺緒ヲ承継シ、又聖諭ヲ降シテ、先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ。朕今列聖ノ遺囑ヲ嗣ギ、篤ク教化ヲ敷キ、以テ人心ノ帰趨ヲ正クシ、大ニ学芸ヲ振ヒ、以テ国運ノ伸張ニ資セムコトヲ念フ。局ニ教学ニ当ルモノ、其レ能ク朕ガ意ヲ体シ、夙夜淬砺、祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコトヲ努メヨ。

軍人勅諭奉戴五十周年記念に際し賜はりたる勅語

(昭和七年一月四日)

皇祖考、特ニ明勅ヲ陸海軍人ニ賜ヒシヨリ茲ニ五十年。汝等克ク五条ノ大綱ヲ守リ、皇考ノ遺訓ヲ奉ジ、朕ガ意ヲ体シテ、日夜軍人精神ヲ養ヒ力ヲ協セ心ヲ一ニシテ報效ノ実ヲ挙ゲ、忠良ノ誠ヲ擢ヌキツ。

朕ハ切ニ汝等ヲ股肱ト頼ミ、先朝ノ愛撫シ給ヘル軍隊ニ信倚シテ、国基ヲ恢弘シ国光ヲ宣揚シ、以テ列聖ノ照鑒ニ対ヘムコトヲ庶幾フ。汝等軍人益職分ヲ励ミ弥節操ヲ固クシ、其重任ヲ全クセムコトヲ期セヨ。

徴兵制施行六十周年記念勅語

(昭和七年十一月二十八日)

皇祖考遠ク建国ノ宏謨コウボニ鑒カンミ、徴兵ノ詔ミコトノリヲ下シ、以テ挙国皆兵ノ制ヲ建テサセタマ

ヒシヨリ、茲ニ六十年ナリ。我が臣民ノ忠勇英武ナル屢々国難ニ当リ、克ク奉公ノ至誠ヲ擢デ、以テ国威ヲ中外ニ顯揚セリ。卿等其レ克ク皇祖考ノ遠猷ヲ闡明シ、我が臣民ヲシテ、益々国基ノ鞏固ニ勉メ、進ミテカヲ世界平和ノ擁護ニ致サシメムコトヲ期セヨ。

國際連盟脱退に関する詔書

(昭和八年三月二十七日)

朕惟フニ、曩ニ世界ノ平和克復シテ國際連盟ノ成立スルヤ、皇考之ヲ懼ビテ帝國ノ參加ヲ命ジタマヒ、朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラズ、前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ。今次滿洲国ノ新興ニ当リ、帝國ハ其ノ独立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ、東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト為ス。然ルニ不幸ニシテ連盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ。朕乃チ政府ヲシテ慎重審議、遂ニ連盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ。

然リト雖、イヘドモ國際平和ノ確立ハ、朕常ニ之ヲ冀求シテ止マズ。是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ、向後亦協力シテ渝ルナシ。コウゴ今ヤ連盟ト手ヲ分チ、帝國ノ所信ニ是レ從フト雖、固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラズ。愈々信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ、夙夜朕ガ念トスル所ナリ。

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ、帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス。是レ正ニ挙國振張ノ秋ナリ。爾臣民克ク朕ガ意ヲ体シ、文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ、衆庶各々其ノ業務ニ淬勵シ、嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ、協戮邁往、以テ此ノ世局ニ処シ、進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ、普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ。

支那事變に関する勅語

(第七十二議會開院式に際し賜はる)

(昭和十二年九月四日)

朕、茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ、貴族院及衆議院ノ各員ニ告グ。

帝国ト中華民國トノ提携協力ニ依リ、東亞ノ安定ヲ確保シ、以テ共榮ノ実ヲ挙グルハ、是レ朕ガ夙夜軫念措カザル所ナリ。中華民國深ク帝国ノ真意ヲ解セズ、濫ニ事ヲ構ヘ、遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至ル。朕之ヲ憾トス。今ヤ朕ガ軍人ハ、百艱ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツツアリ。是レ一ニ中華民國ノ反省ヲ促シ、速ニ東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラズ。

朕ハ、帝国臣民ガ今日ノ時局ニ鑒ミ、忠誠公ニ奉ジ、和協心ヲ一ニシ、贊襄以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム。

朕ハ国務大臣ニ命ジテ、特ニ時局ニ関シ緊急ナル追加予算案及法律案ヲ帝国議會ニ提出セシム。卿等克ク朕ガ意ヲ体シ和衷協賛ノ任ヲ竭サムコトヲ努メヨ。

憲法発布五十周年式典に際し賜はりたる勅語

(昭和十三年二月十一日)

朕惟フニ皇祖考^{ツト}夙ニ大憲ヲ制定シ、励精治^{ハカ}ヲ図リタマヒ、民情以テ暢達^{チヨウダツ}シ、国運以テ興隆シ、茲ニ五十年ニ及ベリ。今ヤ希有^{ケウ}ノ時局ニ際会セリ。朕ガ忠良ナル臣民宜シク憲章ヲ奉遵シテ愆^{アヤマ}ラズ、至公無私^{シココウ}、唯国家ヲ是レ念ヒ、举国一体億兆一心、日ニ新ニスルノ氣運ヲ振興シ、日ニ進ムノ事勢ヲ振作シ、朕ヲシテ、皇祖考^{ヒケシ}丕^ヒ願^{ケン}ノ遠猷^{タイコウ}ヲ対揚シ、以テ丕承^{ヒシヨウ}ノ美ヲ済スコトヲ得シメヨ。

支那事変一周年記念日に賜はりたる勅語

(昭和十三年七月七日)

今次事変ノ勃發^{ボツパツ}以來茲^{ココ}ニ一年、朕ガ勇武ナル將兵、果敢力闘、戦局其ノ歩ヲ進メ、朕

ガ忠良ナル臣民、協心戮力^{リクリヨク}、銃後其ノ備ヲ固クセルハ、朕ノ深ク嘉尚^{カシヨウ}スル所ナリ。
惟フニ、今ニシテ積年ノ禍根ヲ断ツニ非ズムバ、東亞ノ安定、永久ニ得テ望ムベカラ
ズ。日支ノ提携ヲ堅クシ、以テ共榮ノ実ヲ举グルハ、是レ洵^{マコト}ニ世界平和ノ確立ニ寄与
スル所以ナリ。

官民愈々其ノ本分ヲ尽シ、艱難ヲ排シ、困苦ニ堪へ、益々国家ノ総力ヲ举ゲテ、此ノ
世局ニ処シ、速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ。

支那事変一周年記念日に陸海軍人に賜はりたる勅語

(昭和十三年七月七日)

朕ガ親愛ナル陸海軍人ニ告グ。

不幸客歲隣邦ト齟齬^{ソゴ}ヲ啓クヤ、朕ガ陸海ノ將兵ハ、内籌^{チユウ}画^{カク}經理^{ケイリ}ニ勤メ、外攻戰防備ニ
勞シ、克ク威武ヲ中外ニ宣揚シ、以テ朕ガ信倚^{シンイ}ニ對^{コト}ヘタリ。朕ハ汝等ノ忠誠勇武ヲ嘉^{ヨミ}

シ、切ニ鋒鏑ニ斃レ疫癘ニ死シ、或ハ癘癘ト為レルヲ悼ム。惟フニ、時局ノ前途ハ尚
遼遠ニシテ、出師ノ目的ヲ達センガ為、汝等ノ努力ニ俟ツモノ寔ニ多シ。汝等軍人、
其レ克ク朕ガ意ヲ体シ、宇内ノ大勢ト時局ノ本質トヲ察シ、愈々自疆淬礪、以テ朕ガ
股肱タルノ本分ヲ全ウセムコトヲ期セヨ。

陸軍現役將校學校配屬令公布十五年記念御親閲に際し

青少年学徒に賜はりたる勅語

(昭和十四年五月二十二日)

国本ニ培ヒ国力ヲ養ヒ、以テ国家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル、任タル極メテ
重ク、道タル甚ダ遠シ。而シテ、其ノ任實ニ繁リテ汝等青少年学徒ノ雙肩ニ在リ。汝
等其レ氣節ヲ尚ビ廉恥ヲ重シ、古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ、其ノ思索ヲ精ニ

シ其ノ識見ヲ長ジ、執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ、各其ノ本分ヲ恪守シ、文ヲ修メ武ヲ練リ、質実剛健ノ氣風ヲ振勵シ、以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ。

紀元二千六百年の佳節にあたり

国民に賜はりたる詔書

(昭和十五年二月十一日)

朕惟フニ、神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ、一系無窮ノ宝祚ヲ繼ギ、万世不易ノ丕基ヲ定メ、以テ天業ヲ經綸シタマヘリ。歷朝相承ケ、上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ、下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉ジ、君民一体、以テ朕ガ世ニ逮ビ、茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ。今ヤ非常ノ世局ニ際シ、斯ノ紀元ノ佳節ニ当ル。爾臣民宜シク思ヲ神武天皇ノ創業ニ馳セ、皇凶ノ宏遠ニシテ皇謨ノ雄深ナルヲ念ヒ、和衷戮力、益々国体ノ精華ヲ發揮シ、以テ時艱ノ克服ヲ致シ、以テ国威ノ昂揚ニ勗メ、祖宗ノ神靈ニ対ヘンコトヲ期スベシ。

日独伊三国同盟成立に際し

賜はりたる詔書

(昭和十五年九月二十七日)

大義ヲ八紘ニ宣揚シ、坤輿ヲ一字タラシムルハ、実ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ、朕ガ夙
夜眷々措カザル所ナリ。而シテ、今ヤ世局ハ其ノ騒乱底止スル所ヲ知ラズ、人類ノ蒙
ルベキ禍患、亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス。朕ハ禍乱ノ戡定平和ノ克復ノ一
日モ速ナランコトニ、軫念極メテ切ナリ。乃チ政府ニ命ジテ、帝国ト其ノ意図ヲ同ジ
クスル独伊兩國トノ提携協力ヲ議セシメ、茲ニ三国間ニ於ケル条約ノ成立ヲ見タルハ、
朕ノ深ク憚ブ所ナリ。

惟フニ、万邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ、兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ、
曠古ノ大業ニシテ、前途甚ダ遼遠ナリ。爾臣民益々国体ノ觀念ヲ明徴ニシ、深ク謀リ
遠ク慮リ、協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ。

教育勅語渙發五十年式典に際し

賜はりたる勅語

(昭和十五年十月三十日)

皇祖考^{サキ}ニ聖勅^{セイチヨク}ヲ降^{クダ}シタマヒテ、国体ノ精華ヲ闡^{セン}明^{メイ}シ、国民道德ノ大本ヲ昭示シタマヒシヨリ、茲^{ココ}ニ五十年ナリ。而シテ爾臣民克ク聖勅ノ趣旨ヲ体シ、夙夜振勵、文ヲ經トシ武ヲ緯トシ、教化爰^{アマ}ニ洽^ネク、學風以テ振ヒ、國運^リノ隆昌^{ユウショウ}克ク今日アルヲ致セルハ、朕ノ深ク憚^{ヨロコ}ズ所ナリ。

今ヤ國際ノ情勢ハ、曠古ノ大變ニ際會セリ。爾臣民其レ世局ニ鑒ミ、億兆心ヲ一ニシ、時艱^{カシ}ヲ克服シテ大訓ノ聖旨ニ副ヒタテマツリ、以テ德輝^{トクキ}ヲ四表ニ光被^{コウヒ}センコトヲ期セヨ。

紀元二千六百年式典に際し

賜はりたる勅語

(昭和十五年十一月十日)

茲ニ紀元二千六百年ニ膺^{アタ}リ、百僚衆庶相會シ、之レガ慶祝ノ典ヲ挙げ、以テ肇國ノ精

神ヲ昂揚セントスルハ、朕深ク焉コレヲ嘉尚カシヨウス。

今ヤ世局ノ激変ハ、実ニ国運隆替リユウタイノ由ヨリテ以テ判カル所ナリ。爾臣民其レ克ク嚮サキニ降シシ宣諭ノ趣旨ヲ体シ、我ガ惟神イシノ大道ヲ中外ニ顯揚シ、以テ人類ノ福祉ト万邦ノ協和トニ寄与スルアラシコトヲ期セヨ。

紀元二千六百年奉祝会に際し

賜はりたる勅語

(昭和十五年十一月十一日)

爰ニ紀元二千六百年慶祝ノ臨ミ各國代表者並ニ朝野ノ代表者ト歡ヲ罄クシ樂ヲ偕ニスルハ朕ノ深ク懌シブ所ナリ。

今ヤ一大世変ニ際会スルモ平和ノ日ナラズシテ恢復セラレ万邦ト俱ニ其ノ慶ニ頼ランコトヲ望ム。

米英兩國に対する宣戰の詔書

(昭和十六年十二月八日)

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝国天皇ハ、アキラカ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス。朕茲ニ米國及英國ニ対シテ戰ヲ宣ス。朕ガ陸海將兵ハ、全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ、朕ガ百僚有司ハ、勵精職務ヲ奉行シ、ホウコウ朕ガ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ尽シ、億兆一心國家ノ総力ヲ挙げテ、征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ。

ノモノモ抑々東亞ノ安定ヲ確保シ、以テ世界ノ平和ニ寄与スルハ、丕ヒケシ顯ナル皇祖考、丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ、朕ガ拳々措カザル所、而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ、万邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ、之亦帝國ガ常ニ國交ノ要義ト為ス所ナリ。今ヤ不幸ニシテ米英兩國トキケン齟齬ヲ開クニ至ル、洵ニマコト已ムヲ得ザルモノアリ。豈朕ガ志ナラムヤ。中華民国政府曩ニ帝國ノ真意ヲ解セズ、サキ濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪乱シ、遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ、茲ニ四年有余ヲ経タリ。幸ニ国民政府更新スルアリ、帝

国ハ之ト善隣ノ誼ヲ結び相提携スルニ至レルモ、重慶ニ残存スル政權ハ、米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尚未ダ牆ニ相鬪グヲ悛メズ。米英兩國ハ、残存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍乱ヲ助長シ、平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス。剩ヘ与国ヲ誘ヒ、帝国ノ周辺ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戦シ、更ニ帝国ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ与ヘ、遂ニ經濟断交ヲ敢テシ、帝国ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ。朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ、隱忍久シキニ弥リタルモ、彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク、徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ、此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ、以テ我ヲ屈從セシメムトス。斯ノ如クニシテ推移セムカ、東亞安定ニ関スル帝国積年ノ努力ハ、悉ク水泡ニ帰シ、帝国ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ。事既ニ此ニ至ル。帝国ハ今ヤ自存自衛ノ為、蹶然起ツテ一切ノ障碍ヲ破碎スルノ外ナキナリ。

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ。朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ、祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ、速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ、以テ帝国ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス。

終戦の詔書

(昭和二十年八月十四日)

朕深く世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ、非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ、
茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告グ。

朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ。
抑々帝国臣民ノ康寧ヲ図リ万邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ、皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳
々措カザル所、曩ニ米英二国ニ宣戦セル所以モ、亦実ニ帝国ノ自存ト東亞ノ安定トヲ
庶幾スルニ出テ、他国ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スガ如キハ、固ヨリ朕ガ志ニアラズ。然ル
ニ交戦已ニ四歳ヲ閲シ、朕ガ陸海將兵ノ勇戦、朕ガ百僚有司ノ励精、朕ガ一億衆庶ノ
奉公、各々最善ヲ尽セルニ拘ラズ、戦局必ズシモ好転セズ、世界ノ大勢亦我ニ利アラ
ズ。加之敵ハ新ニ残酷ナル爆弾ヲ使用シテ類ニ無辜ヲ殺傷シ、惨害ノ及ブ所真ニ測ル
ベカラザルニ至ル。而モ尚交戦ヲ継続セムカ、終ニ我ガ民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナ

ラズ、延^ヒテ人類ノ文明ヲモ破却スベシ。斯^{カク}ノ如クムバ、朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ、皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ。是レ朕ガ帝國政府ヲシテ共同宣言ニ応ゼシムルニ至レル、所以ナリ。

朕ハ、帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ、遺憾ノ意ヲ表セザルヲ得ズ。帝國臣民ニシテ戰陣ニ死シ、職域ニ殉ジ、非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想^{オモヒ}ヲ致セバ、五内^{ゴナイ}為ニ裂ク。且戰傷ヲ負ヒ、災禍ヲ蒙リ、家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ、朕ノ深ク軫念スル所ナリ。惟^{オモ}フニ今後帝國ノ受クベキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラズ。爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル。然レドモ朕ハ時運ノ趨^{オモム}ク所、堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ビ難キヲ忍ビ、以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カント欲ス。

朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ、忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ、常ニ爾臣民ト共ニ在リ。若シ夫レ情ノ激スル所濫^{エダリ}ニ事端ヲ滋^{シゲ}クシ、或ハ同胞排擠^{ハイサイ}互ニ時局ヲ乱リ、為ニ大道ヲ誤リ、信義ヲ世界ニ失フガ如キハ、朕最モ之ヲ戒ム。宜シク挙国一家子孫相伝ヘ確^{カク}ク

神州ノ不滅ヲ信ジ任重クシテ道遠キヲ念ヒ、総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ、誓テ国体ノ精華ヲ発揚シ世界ノ進運ニ後レザラムコトヲ期スベシ。爾臣民其レ克ク朕ガ意ヲ体セヨ。

新日本建設に関する詔書

(昭和二十一年一月一日)

茲ニ新年ヲ迎フ。顧ミレバ、明治天皇明治ノ初、ヨクセ国是トシテ五箇条ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ。曰ク

- 一、 広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ。
- 一、 上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フベシ。
- 一、 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス。
- 一、 旧来ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ。
- 一、 智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ。

叡旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ国運ヲ開カント欲ス。須^{スベ}ラク此ノ御趣旨ニ則^{ツト}リ、旧来ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民挙ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ図リ、新日本ヲ建設スベシ。

大小都市ノ蒙^{カウム}リタル戦禍、罹^{リサイ}災者ノ艱^{カンク}苦、産業ノ停顿、食糧ノ不足、失業者増加ノ趨勢等ハ真ニ心ヲ痛マシムルモノアリ。然リト雖^{イヘド}モ、我国民ガ現在ノ試煉ニ直面シ、且徹頭徹尾文明ヲ平和ニ求ムルノ決意固ク、克ク其ノ結果ヲ全ウセバ、独リ我国ノミナラズ全人類ノ為ニ、輝カシキ前途ノ展開セララルコトヲ疑ハズ。

夫レ家ヲ愛スル心ト国ヲ愛スル心トハ、我国ニ於テ特ニ熱烈ナルヲ見ル。今ヤ実ニ此ノ心ヲ拡充シ、人類愛ノ完成ニ向ヒ、献身ノ努力ヲ效^{イタ}スベキノ秋^{トキ}ナリ。惟フニ長キニ互^{ワタ}レル戦争ノ敗北ニ終リタル結果、我国民ハ動モスレバ焦躁ニ流レ、失意ノ淵ニ沈淪セントスルノ傾キアリ。詭^{キゲキ}激ノ風漸ク長ジテ道義ノ念頗ル衰へ、為ニ思想混乱ノ兆アルハ洵^{マコト}ニ深憂ニ堪ヘズ。然レドモ朕ハ爾等国民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚^{キウセキ}ヲ

分タント欲ス。朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶チユウタイハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神アキツミカミトシ、且日本國民ヲ以テ、他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモトヅモノニモ非ズ。

朕ノ政府ハ國民ノ試煉ト苦痛トヲ緩和センガ為、アラユル施策ト經營トニ万全ノ方途ヲ講ズベシ。同時ニ朕ハ我國民ガ時艱ニ蹶起シ、当面ノ困苦克服ノ為ニ、又産業及文運振興ノ為ニ勇往センコトヲ希念ス。我國民ガ其ノ公民生活ニ於テ團結シ、相倚リ相扶ケ、寛容相許スノ氣風ヲ作興スルニ於テハ、能ク我至高ノ伝統ニ恥ヂザル真価ヲ發揮スルニ至ラン。斯ノ如キハ実ニ我國民ガ人類ノ福祉ト向上トノ為、絶大ナル貢獻ヲ為ス所以ナルヲ疑ハザルナリ。

一年ノ計ハ年頭ニ在リ。朕ハ朕ノ信賴スル國民ガ朕ト其ノ心ヲ一ニシテ、自ラ奮ヒ自ラ励マシ、以テ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ。

日本国憲法公布記念式典において

賜はりし勅語

(昭和二十一年十一月三日)

本日、日本国憲法を公布せしめた。

この憲法は、帝国憲法を全面的に改正したものであつて、国家再建の基礎を人類普遍の原理に求め、自由に表明された国民の総意によつて確定されたのである。即ち、日本国民は、みづから進んで戦争を放棄し、全世界に、正義と秩序とを基調とする永遠の平和が実現することを念願し、常に基本的人権を尊重し、民主主義に基いて国政を運営することを、ここに、明らかに定めたのである。

朕は、国民と共に、全力をあげ、相携へて、この憲法を正しく運用し、節度と責任とを重んじ、自由と平和とを愛する文化国家を建設するやうに努めたいと思ふ。

あとがき・刊行のことば

斑鳩会 亀井孝之

明治維新百年を記念して、ここに謹んで明治・大正・昭和三代の詔勅から、いくつかを選んで「謹選詔勅集」を上梓いたします。

戦前には、詔勅に関する編・著書が数多く出版されてゐたやうですし、また教育勅語などは国民の生活に密接なものであつたやうですが、今日では読みたいと思つても、簡単には手に入らない状態です。私は、学生時代に、国民文化研究会の合宿で聴講したいくつかの講義の中に、詔勅についてのお話がしばしばありましたが、残念なことに、原典にふれる機会もなく、当時から詔勅集を手にして勉強出来たらどんなに正確に考へられるか、と常々思つてをりました。そのやうな経験から、現在の学生諸君の中にも、当時の私と同じやうな感じを持つてをられる学生諸君がきつとあられることと思ひ、本書の刊行を思ひ立つたものです。

しかし、その反面、詔勅といひますと、すぐに反撥される人たちも多いやうです。それは、明治憲法時代のものであつて、今日では役に立ちもしない、と言つて見向きもされない人々、また

詔勅といふのは、天皇がお出しになられたものであり、天皇制そのものが戦争につながるから、そんなものは、といふ人々、ましてやいまさら詔勅を読み直すなどといふことは、全くナンセンスだ、といふ人たちも、決して少なくないかもしれせん。

しかし、私たちが、自分らの民族の長い歩みを、正確に学びたいと思へば、どうしても、過去の日本の文献を、先入観なしに素直に読んでみなければならぬことになります。さうだとすれば、詔勅は、その時代時代の国民の指標となつたものですから、詔勅を読み直してみることは、日本人すべてにとつて、欠くことの出来ない重要な事柄の一つとなりませう。かりに、日本の過去を批判したいと思ふならば、そのことは、さらに一層重要性を増してくると思ひます。

そこで、本書は、詔勅を読み易くするために、振仮名、句読点、濁点等を附しましたが、注釈は、あへて附けることをやめました。それは、刊行の目的が学生、青年に広く詔勅の文そのままを直接に味はひ、かつその内容を熟慮しながら受け取つていただきたかつたからのことです。注釈といふものは、ともすれば、編者の主観を示しすぎるおそれもあるからです。

本書には、詔勅のほか、「聖諭記」と旅順開城に関し、参謀総長より乃木大将に伝へられた「聖旨」を謹載いたしました。「聖諭記」は、明治天皇の侍講である元田永孚が筆記したもので

東京帝国大学の学風について、明治天皇が「入りて相となる可き」ところの「真成の人物」を育成すべからざるものと、御心配なされてをられることを公にしたものです。

最後に、本書の編集に先立ち、昭和十六年に、日本学生協会が出版した「歴代詔勅御製集」をその継承団体である社団法人国民文化研究会の小田村寅二郎先生のお許しを得て、編集の参考にさせていただきました。また、編集・刊行全般について色々御指導いただきました亜細亜大学教授夜久正雄先生、編集・刊行全般にわたり終始ご協力を惜しまれなかつた畏友、高村光紀、沢部寿孫、山本茂夫、石井恭子、山内健生の諸君、それに城北整版印刷の井上社長にも、心から感謝し、厚く御礼を申し上げたいと思ひます。

昭和四十三年十月二十三日

明治・大正・昭和
謹 選 詔 勅 集

昭和43年11月3日発行

頒 価 230 円

〒 35 円

斑 鳩 会 刊 行

発 行 所 斑 鳩 会

横浜市鶴見区鶴見町 1467 亀井方

郵便番号 230 電話 045-521-0988

印 刷 所 城北整版印刷有限会社

東京都文京区関口 1-32-8



